

第三十八回
国会

参議院内閣委員会會議録第二十八号

昭和三十六年五月十九日(金曜日)
午後一時三十九分開会

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
堀見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
鶴岡 哲夫君
横川 正市君
吉田 法晴君
田畑 金光君

内閣総理大臣

池田 勇人君

国務大臣

小澤佐重喜君
西村 直己君

政府委員

法制局長官

林 修三君

法制局第一部長

山内 一夫君

行政管理局長

山口 酉君

防衛庁長

加藤 陽三君

官房長

小幡 久男君

防衛庁教育局長

小幡 久男君

防衛庁人事局長

小幡 久男君

防衛庁経理局長

木村 秀弘君

防衛庁装備局長

塚本 敏夫君

調達庁長官 丸山 信君
調達庁総務部長 大石 孝章君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

○国家行政組織法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○政府側出席の方は、小澤行政管理局長官、山口行政管理局長でございます。

○御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 国家行政組織法等の一部を改正する法律案につきまして、大きな問題が三つあると思っております。

○それらはいずれも密接に相互関係がありまして、その一つは国家行政組織法を改正をいたしまして、すなわち、定員に関するところを改正して、そして従来ありました定員法を廃止して、各省の設置法の中に定員を入れる規制をする、さらに現業について行政令で規制する、この点につきまして、

て、従来の定員規制と利害得失、この問題が一つ大きな問題としてあると思っております。で、もう一つは、この提案の趣旨の前提に立ちまして、各行政機関に共通する種々の問題があると思っております。

もう一つは、今の提案の定員規制に基づいて各行政機関に適用されようとしていられざるわけですが、その中で重要な問題があるところがあると思っております。それは五現業の中で、林野庁、これは五現業の中でも、特に違った種々の問題がありまして、実際に適用する場合に大きな問題があると思っております。それから非現業の場合におきましては農林省、さらに非現業の場合におきましては公共事業関係、その代表といたしまして建設省、これに大きな問題があるように思っております。

○それからもう一つは、文部省の国立大学、さらに付属病院、ここに大きな問題があるように思っております。

○この国立大学並びに付属病院関係につきましては、どうも常勤、非常勤の把握がはるかにおこなわれているように思いますが、その意味で大きな問題があるように思っています。

以上申し上げました三つの問題があるわけでありまして、きょうはその第二番目の各行政機関に共通の問題といたしまして、若干の点を伺いをいたしたい、こういうふうに思っております。

で、まずお伺いいたしますのは、第十九条を改正されるわけでありまして、

が、この中に「恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」の定員は、法律でこれを定める」とあります。が、この中で「恒常的に置く必要がある職」と「職」という問題について伺いたいと思っております。この「職」は職種ではないだろうかというふうに思っております。

○政府委員(山口西君) 職はポストでございまして、職員と別の言葉を

使っておりますが、それに一人の人を当然充てるべきでございまして、それを充てた結果、その数を数えれば、職員の数とそのユニットの数は同じになるというのが自然でございまして。

○鶴岡哲夫君 そこで、念のためにもう一つ伺っておきますが、二十二条の二項に、各行政機関の各内部部局の定員は、各行政機関の定員の範囲内で、総理府令、省令で定めると、こうなっております。そこで、今、局長の御答弁の中にありましたように、「職」の定義はつきりいたしているわけでありまして、この省令や総理府令で職種とかあるいは局長とか課長とかいうようなものを規定するものではないというふうに思っておりますが、その点を確かめておきたいと思っております。

○政府委員(山口西君) 御意見の通りでございまして。

○鶴岡哲夫君 次に、「恒常的に置く必要がある」という、この「必要がある」というふうにありますからして、必要がない職もあるのだからと思っております。

これは論議いたしましたけれども、抽象的な議論ではなかなか解決がつきにくいと思っておりますから、具体的に何について参りたいと思っておりますが、これはまあ「職」の定義は明らかになったわけでありまして、すなわち、ユニットとか職員とかいう問題でありますからして、また、さらに具体的に言うならば、職員というふうには理解していいし、自然人というふうには理解していいというふうに思っておりますので、従って、職種によつ

て必要があるとかないとかいう問題じゃないだろう、もっと正確に言いますと、職種によって差別をして、これは恒常的に置く必要がある、あるいはこれは恒常的に置く必要がないということではないだろうと思うのでありますけれども、その点を伺いたい。

○政府委員(山口西君) これも御意見の通りで、職種によってきめるものではございません。

○鶴岡哲夫君 そこで、これに関連いたしまして三つくらい伺いたいわけでありまして、ある省といいますが、有力な省といいますが、は、定員内に入っている相当数の職種が、ほかの省におきましては定員内に入っていない、すなわち、今度の措置によりまして除外されているという実情があるわけでありまして、これにつきまして衆議院の内閣委員会、局長御答弁によりまして、この不均衡は是正をしたいと思いますという答弁が行なわれたわけでありまして、是正をするという意味でありますけれども、これは有力な省、あるいはある省が恒常的に置く必要があると認めて置いているものかと思うのです。従って、そこの方向へ均衡をとって是正をするという意味だろうと思っておりますが、その辺のところを、不均衡を是正するという内容について、もう少し明らかにさせておいていただきたいと思います。

○政府委員(山口西君) これは各省庁を通じて、考え方は当然同一でなければなりません。たまたま従来の取り扱いが、今度の制度の改正によりまして解釈した場合に、はたして妥当であったかどうかという問題がございますので、そういう点は再検討してみ

るべきであることは当然でございますが、その結果といたしまして、各省を通じて、ある省に特に有利、ある省に特に不利ということがないようにしたい、そこで均衡をはかつていきたいということをお願いいたします。

○鶴岡哲夫君 是正をするという衆議院の内閣委員会の御答弁の内容は、相当明らかになったように思うのでありますけれども、これは一体置く必要があるのかという点については、非常にきびしい規制の中で、各省庁がそれぞれ責任を持って、恒常的に置く必要があるという判断をいたしまして置いているというふうに思います。しかも、それらについての従来の行政官庁の立場というものがあつたわけでありまして、今までは及んでいなかったということがあります。従いまして、これは必要がある、ないという基準、これはおそれる行政官庁として、今直ちに明確な方針があるというふうには思えない。従いまして、やはり各行政機関がそれぞれの責任を持って長期間の行政の運営の中で、また、経験の中で、また、きびしい規制の中で置く必要があると認めておるわけでありまして、従って、先ほど局長の御答弁がございましたが、ある有力な省においては入っている相当数の職種がある、ほかの省では除外されている、定員内に入らないというこの不均衡を、均衡をはかつていただきたい、こういうふうに思っております。答弁若干無理な点もあると思いますが、その点をもう一ぺん御回答いただきたいと思つた。

○政府委員(山口西君) そのような考え方で、できるだけ各省の均衡をはかつていきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 今のやつは一つの省を例にとつて申し上げたわけでありま

けれども、全体の問題といたしまして、今度の御処置によりまして、現実に定員内に入つたものと定員外に残つたものと、こういうふうに分かれておるわけでありまして、それが残つたものが職種によって区別されたという印象を非常に強く受けているようでありまして、先ほど職種によって区別しないという御回答はあつたわけでありまして、けれども、実情におきましては、職種によつて区別されたという印象を非常に強く受けているのであります。従いまして、この問題につきまして若干伺いたいわけでありまして、これはもう申し上げるまでもなく、各行政機関に大部分は共通な職種といえますが、であります。ですが、各行政機関にそれぞれ特殊な職種もあるわけでありまして、また、同じ行政機関にありまして、各局によりましてその特殊性が末端にいくほど出てくる、こういう実情にあることは、これはもう申し上げるまでもないことだと思つた。で、それらの職種は共通な職種にいたしまして、数が少ない、大きな数字じゃございません。また、個々の行政機関にとりましても、その数は目立つほど大きなものでもない。しかも、それはいずれも行政機関の地方部局におけるといふのが多いわけでありまして、従いまして、数が少ないというふうなことから、何か除かれたという印象を強く受けるというところは、これは先ほど局長の御答弁の趣旨のなかからいいますと、妥当性を欠くのではないかと、妥協を思つておるわけでありまして、それらの職種は特殊な職種である場合もありまして、共通な職種の場合もございまして、員数がそれほど

多くはない。ですが、各行政機関とも、それぞれ恒常的に置く必要があるという意図で置いておると考えて何ら差しつかえないのじゃないかと思つたのであります。その意味で、これらのものは数が少ないとか、特殊なものであるとかいうことで除外される、あるいは区別されたというふうな受け取るわけですが、この点について若干伺いたいわけでありまして、看護婦、医者、保健婦、自動車運転手、交換手、小使、給仕、ボーイ、手、製本、電工あるいは製図手、計測手、聞きなれない言葉もありますが、これはそれぞれ行政機関においては、長年にわたつて必要な恒常的な職として置いておるものと思つておられますけれども、これらのものが除外されたという印象を受け取るわけですが、その点についての御答弁を伺いたいと思つた。

○政府委員(山口西君) 今回定員に繰り入れたらします作業をいたしまして、つきまして、一部実態調査がございまして、これに本年、たゞいま御審議いただいております法律が成立いたしました後におきまして、各省で繰り入れの作業が行なわれますので、その後に残りましたものについて実態調査をいたしまして、そして、あらためてできるだけ早い機会に繰り入れの処置をとりたいと、かように考えておりますが、この前の作業で残りましたものが、職種によつて残したのではなからうかという意見をまま聞いておりますが、また、そういうことを言われてもやむを得ないような状況になつ

ておるものがございます。またまたさういふふうなものの疑義があらりましたので、比較的残されているものが多いという点で現実の問題としてございます。しかし、たとえば看護婦にいたしても、国立病院の看護婦等は当然必要なもので、定員内に数えなければなりませんし、現在現実にさういふものを入れております。ただいま御指摘にありましていろいろの職種について、それぞれ入っておるものもあるわけですが、一般的に見ますと、これははずしたのではなからうかと思われような状況になつてゐるものがございます。私もさういふ声を聞いておりますが、それは申し上げましたように、職種で入れる入れないというものをきめるのはございませう、最初に申し上げました通り、それぞれの行政機関のその機関におけるその職の状況を検討した結果決定するものでございまして、今後さういふ職種についても、さらに残つたもの全体の中で検討いたしまして、必要のあるものについては繰り入れの措置をとることにいたしております。

○鶴岡哲夫君 この点は非常に関心の深いところでございますので、恐縮でございますけれども、もう一ぺん確かめておきたいのでありますが、今御答弁のありましたように、職種によつて差別し区別したのではない。ただ問題は、その実態の把握が確信を持つてまでに至らない、あるいは確信を持つては十分であるというところから、行政管理庁として調査を行なつて処理したい。重ねて申し上げますが、職種によつて区別したのではないという点は答弁でも明らかでございますが、もう一

べん確かめておきたい。

○政府委員(山口西君) これは職種によつて区別したのではないとございせん。従つて、この中から相当のものが繰り入れをされることになることが予想されております。

○鶴岡哲夫君 これは衆議院の内閣委員会、四月二十日木曜日でありまして、行政管理庁長官が御答弁になつておられる内容であります。その御答弁の内容は従来定員法があつて、恒常的に必要な職、つまり職員が定員に入らなかつた、今回は恒常的に勤務する者はすべて定員に入れるというのが法案提出の趣旨であり、理由であるといふふうに述べられておられるわけでありまう。なお、また同じ日でありまして、別なところでは、繰り入れにあつては、いやしくも恒常的に勤務してゐることを認定すれば、その数を問はず、繰り入れのつもりである、こういう御発言をなさつておられますが、これは発言なさつておられるわけですから、どうこうというわけじゃないのですけれども、こういうつもりかどうか、もう一ぺん伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小澤佐重君) 衆議院で答弁した事項に変わりはございませう。すなわち、恒常的な必要のあるものでありますれば、数に關係なくこれを繰り入れるつもりであります。

○鶴岡哲夫君 結論的に、一つ今の問題についてまとめてお伺いを申し上げます。たいと思ひますが、必要な職といふのは、これは職種ではないといふことは明らかであります。また、今回除外されたものは、職種によつて差別し、区別したものでない、ただ、恒常的に置く必要があるかどうかといふこと

についての十分なる資料、判断の材料、こういうものが不足しているの、今後行政管理庁としては調査をして処理をしていきたい、こういうお話であります。

そこで、もう少し入りまして伺いたしたのでありますが、先ほど来申し上げておりますように、現在省に於ては常勤職員、常勤の非常勤職員、いずれもそれぞれの行政機関が、長い間の経験と行政遂行の上から、きびしい規制の中で、恒常的に置く必要があるといふ判断のもとに置いておる。従つて、勤務しておる者も、恒常的に勤務しておるし、これから勤務するのだといふことで、継続して勤務しておるわけでありまして、そういたしますと、私は、行政管理庁が調査をなさつて認定をなさるとおっしゃいますが、この認定については、先ほど申し上げましたように、明確な基準というものはなかなかこれは出しにくい。それぞれの行政機関の実情という点がありまして、長い間の運営上の問題がありまして、また、一つの行政機関をとりましても、各局におけるそれぞれの運営というものがあつたわけでありまして、私は、除外された常勤職員、常勤の非常勤職員、いずれもすべて大臣の御答弁にもありましたように、すべて数にとらわれずに入るといふと確信いたしますが、そこら辺の点について長官の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(小澤佐重君) これは各省に十分協議いたしましてこれを決定したいと思ひますが、要は、行政管理庁として認定する趣旨については先ほど申し上げた通りでありますから、その具体化については、各省とよく御相

談して進めたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 各省庁とよく御相談なさるといふのでありますが、各省庁は、それぞれ恒常的に置く必要があるという確信を持つて置いているといふふうに思ひます。もちろん日々雇ひのほんとうに臨時的な者もおりますけれども、少くとも、今常勤職員といわれ、あるいは常勤の非常勤職員といわれる人は、これはさういふものではない。その意味では、おそらく今の長官のお話等々から判断をいたしまして、数字にとらわれずに、すべて入るもの、だといふふうな思ひであります。若干技術的な問題も入つておりますが、局長に一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) ただいま長官から申し上げましたように、各省の意見を十分に聞きまして、それを基本にいたさなければなりません。御意見のありましたように、これは非常に精密な基準というものは作りにくい性格のものでございまして、個々に当たつて判定しなければならぬといふことになつてきます。その場合に、各省の実情というものは十分に聴取いたさなければならぬと思ひます。ただ、行政管理庁といたしましては、各省を横に公平に取り扱う必要がございまして、その面で各省の考え方の統一をはかる必要がございまして、従つて、各省の申し出をその基準にするとは申し上げられませんが、各省の意見は、運営上そのポイントの要否を第一次的に判定するものになりますので、それを基礎にいたしまして、ただいま長官から申し上げましたような趣旨で、この際にできるだけ恒常的なポストで常勤職員をもつて

充てるべきものを、従来のごとく、定員外として特別の扱いをするというのには不適当でございまして、一挙に解決いたしたいと、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 今の局長の御答弁の中に、各行政機関の統一調整といふような内容があつたのでございまして、これは先ほど来申し上げておりますように、残つたものにつきましては、それぞれ行政機関として特殊なものが残つておる場合が多いわけでありまして、各行政機関に共通なものは非常に少なくなつておるのでして、それぞれ特殊な内容になつております。それだけに、なかなか行政管理庁としての実態把握が十分できないといふ点もあつたろうと思ひます。各行政機関の官房長にいたしまして秘書課長にいたしまして、さうだと思ひます。従つて、この点は統一といふようなこともございしますが、なかなかさういふふうにはいきがたいんじゃないか、ですから、私が先ほど申し上げたような考え方、具体的に処理しなければならぬんじゃないだろうかといふふうな思ひます。

もう一点は、できるだけ定員外という形に置いておくといふことはしない、この「できるだけ」といふのが気になるわけでありまして、これはもう本人にとつてみれば必死の問題でありまして、給与の問題それ以上の問題であるわけですから、恒常的に置く必要があるというものであれば、これは長官の御答弁の中にもありましたように、数にとらわれず、すべてさういふ措置をするんだという御答弁があつていいんじゃないだろうか、さう思ひます。

○政府委員(山口西君) 各省の統一調

ども、回答をいただきたいと思っております。

次に、十九条の二項であります。十九条の第二項に、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、政令でこれを定めることができる。」というふうになっておりますが、俗務政令定員と私は申し上げておるのですけれども、第十九条二項の政令定員、これにつきましては伺いたいというのですが、この「特別の事情」というのはどういうことなのか、伺いたいと思っております。

○政府委員(山口西君) これは、通常の場合においては法律案として提出すべきものでございますが、国会開会等の事情もございまして、それが予測し得ない状態のもとに必要が起りましたような場合には、従来ですと、臨時職員の制度を利用しておったわけですが、常勤労働者ということで、いかなる職種のものであっても、常勤労働者という制度で置いておったのです。たとえば飛行場を完成しなければならぬというふうなものは、当然定員内の職員でございまして、アメリカ軍が撤退して、あと運輸省で引き受けるという場合に、国会閉会中でございますとそういう措置がとれませんので、これは定員内であるべきものでございまして、けれども、やむを得ず常勤労働者で雇っておったわけですね。これはまあそれ自身は適当なこととは思われませんが、まだ常勤労働者という制度が従来はあったのでございまして、今度はそのような制度を解消して、今新たに常勤労働者は雇うまいという方針にいたしておりますので、そういう

う必要があるものは全部定員内の職員として採用、こういう考え方にいたしておりますので、定員が法律ででき得ないような事情が客観的にありました場合には、やむを得ず一時政令にして置く、かような考え方でございまして、

○鶴岡哲夫君 そうしますと、第三項の「一年をこえて置く」という場合には、法律を改正する措置がとられなければならない。ですから行政管理局としては、法案を出すという義務があるというわけでございますね。

○政府委員(山口西君) 政府といたしましては、当然一年をこえるような事情にある場合には、これはまあその間には国会もございまして、提案をいたしまして、法律にしていただくことも事実上可能と思われましますので、法案を出すことにいたしております。

○鶴岡哲夫君 私は、この「一年以内の期間を限り」というふうに書いてありますが、そうしますと、この俗務政令定員というものは、これは必ず定員にする義務を政府としては持つておるというふうなことでございまして、どうも第三項によりまして、「一年をこえて置く必要があるものについては」というふうになっておりますので、この政令定員というものは二つに分かれるんじゃないか。一年未満のものと、一年をこえるものというふうに分けておけるんじゃないかという懸念を持っておりますので、今度の局長の御答弁ですと、そうではないようでございますね。

○政府委員(山口西君) これは一年以内の場合には、政令でそのまゝ置くことが出来ますが、一年をこえるようなものにつきましては、これは法律にす

る機会がございまして、法律にして一年以上のものは置く、それで一年をこえては政令では置かない。従って、法律が成立しない場合には、一年でその定員はなくなる。従って、その職員は置けない、こういうことになるのでございまして、一年をこえない場合、それでちょうど一年くらい、一年を少し欠けるくらいでも、これは定員職員であることが至当であるというものにつ

きまして、それは政令だけで置く。そういう、言いますれば臨時的なようなものにつきましては政令だけで置く、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、二つの政令定員というのは分かれるようですね。かりに八カ月でどうしても置かなければならない、ないしは一カ月で置かなければならないという場合には、この政令定員を置くということになるわけですね。で、一年をこえる場合は、第三項によりまして、法律改正の提案をしなければならぬ、こういうわけですね。

○政府委員(山口西君) その通りでございますが、ただ、一年以内ならば自由には置くかといえますと、そうではなくて、一年以内の定員であつても、法律を出して、法律で一年以内の期限つきの定員を認めることができるような状況の場合には政令で置けない、かような解釈でございまして、

○鶴岡哲夫君 ちょっと理解しにくいんですが、十カ月のものも第二項でやられるわけですか。十カ月しか使わないという場合に、

○政府委員(山口西君) かりに十カ月でございまして、それは定員として置くことが至当であるというようなボ

ストが新たにできました際には、政令で置くことにいたしております。

○鶴岡哲夫君 これはちょっと私の解釈と似ておるところもありますけれども、ちよつと違う点があります。従って、非常に重要な問題だというふうに思ひますので、もう一回聞いてやりますが、山本さんから御質問があるそうですから。

○山本伊三郎君 ちょっと関連して、今の第十九条の二項の問題ですが、この言われることは大体一応わかったようですが、現実の問題として、一応一年以内という規定で政令で雇う。しかし、現実の問題として、一年で終わらない場合が多い。その場合に、結局それは置けないんですから、当然それはやめる。しかし、現実には仕事の継続があるので、やむを得ず引き続いてやらかざるを得ないという場合が過去にもたくさんあるんです。そういう場合に、今おっしゃることを聞くと、法律でやらなければならぬ、こういうことになりましますね。しかし、法律でやっても、それがもう半年で終わる、そういう場合には、やはり法律でやるかどうかという問題が起ってくるのであります。過去においてはそういうものはやっておらない。そのまゝ現在の法律で一年以内ということでありまして、その場合でも、引き続いてやっておる場合がある。それが今日臨時職員として五年も六年も続いている。そういう場合の措置は言われたが、一年をこえた場合には、いかなる場合でも法律で措置をするかどうか、この点をはっきり聞きたい。

○政府委員(山口西君) それは御意見の通りでございまして、一年をこえる

見込みになった、最初は一年で終わるつもりで置いたようなものでも、一年をこえようであるというときには、これは六カ月であるうと三カ月であるうと、一年をこえるものは法律にしなければならぬ。法律で認められない場合には、政令は一年で終わりますので、定員がなくなってしまうことになりまします。必ずそれ以上延びる場合、一年以上延びる場合は、それが短期間延びる場合でも、一年をこえれば法律にしなければならぬ、かような考え方に

なっております。

○山本伊三郎君 そこが問題なんです。実際問題で、形式だけ整えるという意味において、一年をこえれば一応やめさしてしまつて、そして、また新たに雇つたという形で、法律の合法性だけでもつてやっていると、事実が過去にたくさんあるのです。そういう場合には、形式的に整つておるのだから、一応政令では一年以上やれないから一年でやめた、そのあとは一応それでやめさすのだから、引き続いてまた一年間いけるのだと、こういう解釈で運用されるのです、実際問題として。そうすると、それを悪くする、こういう運用をされるのですよ。法律違反になりま

すから、もう一年以上過ぎるとこれをやめさせなければならぬ。同一人であればそういう問題があるから、人をはかえて、要するに、本人はやめさすのが、仕事は継続して。仕事は続けられておるけれども、実際本人をやめさしてしまつて、法律上本人のかわりに別の人を雇つていくというところで、犠牲といひますか、非常に本人に迷惑をかけることがある、その運用について考

○政府委員(山口西君) それは定員と、それから人事の問題がからみ合っておりまして、実は定員といつたものは、これは継続しておるわけでありまして、それが人が中でかわりまして、やはり一人の人のポストがありますれば、それは定員としては継続しなきゃならぬわけですね。従つて、そういう場合には、一年をこえる部分についてどうしても法律にしなければなりません。これは従来の例といひまして、従来はこれと同じ制度はございまして、従来常勤労働者の制度が、まあ途中で切るような格好にしまして、繰り返してやつておつたという例はございまして、これは各省会議でございまして、今度は政令及びそれから法律でございまして、各省会議でございまして、まあ勝手に政令々々でつなぐといふことはできない。これは政令にいたしましたのは一年限りでございまして、どういふにしても、これは同じ内容の定員であれば、一年をこえる場合には法律にしなければならぬ。これが管理として、行政管理庁でその点を握つていきたいと、かように考へております。

○鶴岡哲夫君 これはどうもちよつと妙な感じがしますので、あとで伺います。政令で定める定員といふのは定員外であるべきものなんだけれども、たまたま国会が開かれてないとか何とかいふ、そういう事情によつて政令で定めるというのでありますから、待遇、処遇、給与、そういうものは定員内と同じというふうにとれますが、それでよろしゅうございませうか。

○政府委員(山口西君) 御意見の通り、定員でございまして、これは十九条

の定員と全然同じでございまして、ただ、形式が政令に一時なつておるといふだけでございまして、その身分上の取り扱いには、一切十九条第一項の定員と同一でございまして。

○鶴岡哲夫君 先ほどの答弁の中で、定員に該当するものだ、ですが、八カ月のものも多いし、十カ月のものも多い、こういうお話ですね。そうしますと、どうも従来の定員という考え方と違ふように思ひますけれども、従来の考え方でいいますと、十九条にあるように、恒常的に置く必要がある、かりに六カ月、八カ月というものが恒常的なかどうかという問題が起ります。そこで、そこを一つ……

○政府委員(山口西君) それは御指摘の通りだと思ひます。八カ月という例をあげましたけれども、それで恒常的といふのかどうかという判定をしなければならぬ。まあ八カ月ぐらいですと、おそらく無理であるという感じがいたしますが、しかし、その職種の状況によつて、その程度ならば、あるいは恒常的と見てもいいというものがなきにしもあらずで、あえて今八カ月ではだめですというとは申し上げられません。予想しておられるのは、まあ一、二年をこえるようなものを恒常的と考へておられます。ですから、ただ法律の解釈の今御質問でございまして、それで一年以内のものもあり得るというところでございまして。

○鶴岡哲夫君 この政令の定員は、待遇、処遇その他は定員内と全く同じだとして、その予算の科目はどういうことになるのでしょうか。

○政府委員(山口西君) これはまだその例がございませんで、予算を組んで

しておりますが、同じ職員給与の中に組まれるようにしたいと思います。まあ国会に御審議を願ういとまのないような場合でございまして、おそらくは従来のこういう取り扱いをしなければならぬ事態が起つたときに実例がございまして、予備費を給与費に流用して支給するということになるのが一般であらうかと存じております。

○鶴岡哲夫君 わかりました。次に伺ひたいのは、二月二十八日の閣議決定についてであります。二月二十八日でした。常勤職員というものは、これは常勤労働者と書いてあります。常勤職員は二つに分かれます。従来二月二十八日現在において勤めておつた者と、それ以降行管の協議によつて新しく採用した者、非常にきびしい条件のようでありまして、どうしても必要があつて行管と協議した場合に常勤職員が置かれるということになります。この二つに分かれるようでありまして、この新しく行管と協議して任命した常勤職員というものは、これはずっと常勤職員というもので残るのでございまして。

○政府委員(山口西君) これは原則として常勤職員という制度はなくて、いきなりということにございまして、しかし、本人限り常勤労働者であることが有利であつて、常勤労働者の身分を落とすと不利になるというふうなものが発生いたしました際には、その者限りについては常勤労働者の制度を残していただきたい、こういう考え方をいたしております。従つて、人がある限りは、細々とその常勤労働者の制度は残りますが、新たに雇はれないというこ

とを建前にしておりますが、しかし、まだ現在常勤労働者として残っている者の中にも、再検討いたしまして入るものがあるわけですね。従つて、現在の常勤労働者給与に余裕がございまして、そして、それが定員になり得るようなものならば、これは雇つておつても、そういう制度はいつまでも残るといふ心配もございせんので、そういうものは承認をするようにしております。従つて、そういうふうなものがまあ協議によつて残るわけにございまして、常勤労働者のうちでも、ある者は定員になり得ない者が出た場合には、その者は身分上の取り扱いをずっと保存する、不利益にならないようにしよう、こういうことでございまして。常勤労働者そのものについて、別に二つあるといふことはございせん。常勤労働者といふ身分の限りにおいては、取り扱いと同じでございまして。ただ、新たに承認したものは、これはもう定員に入る予定ではある、かような程度が違ふ。従来のものはもう一ぺん調べてからきめる、この程度の差異でございまして。

○鶴岡哲夫君 その点をもう一ぺん確かめまして、行政管理庁と協議して、あるいはきびしいものだろうと思ひますが、協議して新しく採用したものは、これは定員になるのか、こういうことです。定員にするのだ、そういう提案をするつもりなんだと、こういうことですね。

○政府委員(山口西君) それは全部そうなるかどうかといひますと、大体そういうふうなものであります。中には、途中で、まあ給与の方では一時常勤労働者の給与があるけれども、しかし、

その者が将来常勤労働者としてそのままその役所で必要かどうかということになりますと、必ずしも必要でないものもございまして、そういう部分につきましては、まあ給与費もあることで、すし、制度もございまして、ただいまのところ承認をいたしてあるものがございまして。しかし、それはある所ではこの制度は業務量も減る予定の所もございまして、そういう業務の状況の移動によりまして、常勤労働者が必要がない、あるいは業務の形態がよろしいといふような事情が発生することが予想されている、そういうふうなものもございまして、全部が入るとは申せませんけれども、一応私どもで新たに承認をするといふものは、これは定員内に繰り入れすることが可能であるといふものについて承認をいたしております。

○鶴岡哲夫君 これは今の局長のお言葉です。常勤労働者制度といふものをなくしていきなさいというお話ですが、今のような御答弁ですと、どうもここへたまりがでる、余りがでるというふうに思ひます。というのは、事業量の移動によつてというお話がありますし、これは事業量の移動といふものは個々の省でも相当あるわけでありまして。相当というよりは、若干ずつあるわけでありまして。そうしますと、どうも事業の移動によるものといふものがここにたまるのじやないかと思ひます。まあ大部分は定員になるのだと、こうおっしゃるけれども、残るものがやっぱり出てくる。常勤職員制度をなくするといふ趣旨からいいますと、はなはだそれはありがたいと思

うのですけれども、これはもう一ぺん先ほど申し上げました政令、定員との関連で一つ御質問申し上げたいと思ひますけれども、今の点について、もしお答えございましたら……。

○政府委員(山口西君) この制度はな

くしたいというところは先ほど申し上げました通りでございます。ただ、定員に入らない者が出てくる場合には、すぐになくしてしまふと、そうすると純然たる臨時職員になつてしまひますので、そういう取り扱いには、身分上の取り扱いを要しないために本人限り残そう、こういうことでござい

ます。これはふえることはなく、だんだん減るつもりでございます。新たに認められたというものは、先ほど申し上げましたように、これは一応まあほとんど全部が定員になる見込みがついた場合に認めておるわけです。まあ一部ちよつと例外があるというのを申し上げましたのは、これはもう大抵特殊の業務でございまして、もうはつきりしておるものです、なくなる、減るといふことが、それで、もう一つ例外といたしましては、もう閣議決定をいたしました際に、常勤勤務者として従来採用することがきまつておつた者があ

る、これはもうほとんど役所と本人との間に契約ができておつたようなものでございまして、それを認めたという例はござい

ます。これはほかの常勤勤務者と同様に、定員内に入れるのかどうかというのを再検討することにいたしております。従つて、新たにだんだんたまつていくということはないものと考えております。

○鶴岡哲夫君 それでは閣議決定の、行政管理局と協議して、やむを得ず新

たに採用する者は定員になつていくのだ、例外が若干あるかもしれないといううようなお話ですから、それはあとでもう一ぺんひくくするめて御質問申し上げますが、この定数は省令でおきめる

者、そういう常勤勤務者として残つておる者、この定数は省令なり総理府令でおきめるものかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 常勤勤務者につ

きましては、これは定数というものはございせん、予算の範囲内で置いておきます。現実の問題といたしましては、個人限りに存続と認めること

にいたしておりますので、これは個人的なリストをもつて管理していく、か

ような考え方でございます。

○鶴岡哲夫君 次に、同じく閣議決定

の常勤的非常勤、これは大きく言つて二つに分かれます、この閣議決定を見

ますと、二月二十八日現在の常勤的非常勤、それから二十八日以降新しく

勤務する者と、こういうふうな二つに並べておられますが、二十八日以降新し

く常勤的非常勤になる者については、非常に厳重な規制がしてありまして、

断じて更新しないという御意見のようですが、今日までおる者、二十八日現在

におる者、これはこの閣議決定により

ますと三つに分かれるのじゃないかと

いうふうな思ひです。一つは、四月一日に人事の異動書を出すことになつ

ておりますが、それによつて、一カ月

以上の者と、一カ月未満の者と分かれ

るやうです。一カ月以上の者について

は更新する、一カ月未満の者は更新し

ない、こういうふうになりますね、そ

の点をはつきりさしていただきたい。

ちよつと言ひ違へましたが、一カ月未

満の者は更新するかしらなければつきり

してないのです、閣議決定では、は

つきりしているのは一カ月以上の者

については更新するというのがはつき

り出しておるわけですが、一カ月未満

の者ははつきりしてない。私は、これ

は更新するかどうかという点と、も

う一つは、この二つの中で特に必要な

ものは行管に報告するといふやうにな

つております。報告した常勤的非常

勤といふことになると思ひます。この

報告したもの、これはどういふ効果が

あるのか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) これは趣旨と

いたしましては、従来役所で雇つてお

ります者については、常勤的な者はでき

るだけこれを定員内に繰り入れたい

といふことで措置いたしております

が、しかし、将来雇入れする者につ

いては、できるだけこれを定員内と定

員外と区別できないような形態では雇

用しないようにしたいといふことで、

どうしても常勤が必要であるならば、

それは従来のように定員外で置かず

に、定員をちゃんととつて、定員とし

て入れよう、そういうものは定員がと

り得るのだといふことを組織法では

書き書きましたので、堂々と定員を要

求し、定員内の職員として探つても

らう。それをとらずに、まあやみと申

しますか、こつそり同じようなものを雇

うといふようなことはやめていきたい

といふ趣旨で作つてあるのだからござ

います。従つて、従来の雇用のうちで、

定員に入れる必要のあるものは入れた

、その残りの取り扱いをいたしまして

、やはり新たな定員の考え方とした

まして、入り得ないところの臨時的な

ものを雇つていく場合に、これは臨時

的であるといふことを本人にも明瞭に

しておかなければいけないので、それ

を明瞭にしていこうといふことにいた

しております。ただ、従来役所の取り

扱いが非常にさういふところが不明確

であつて、本人としてはまあ常勤のつ

もりでおつたといふような者があつた

場合に、その取り扱いが不利益にな

つては気の毒でございますので、そう

い点を考慮して行政管理局に報告を

するといふやうな制度を置いたので

ござい

ますが、実は、この報告をしたもの

の内容については、今度の実態調査に

おいてはこの内容は調査いたしまし

て、おそろくこの中に、また定員とし

た方が適當であるといふものがあるの

ではないかと考えられますので、その

材料として取り扱いたい、こゝいう考

えて報告するといふにいたしてござ

います。報告をするといふ効果につ

きましては、各省で、できるだけ報告

する際には相当検討をいたしますから、

こゝういふ職員に任用について、ずつ

と末端の方にまかせ切りにしてお

つて、それで厳格な制度にのつとつた

取り扱いをするこゝを怠つておるやう

なものも現わがらでござい

ますので、行政管理局に一々報告する

といふことになれ

ば、慎重にそれらの点を検討するであ

らうといふやうなねらいも持つてい

るわけでござい

ます。特別にこれが法律

的な効果を持つといふやうな制度では

ございせん。政府内部のいわば便宜

的な取り扱い制度でござい

ます。

○鶴岡哲夫君 今の報告の問題につ

いて伺ひますけれども、これは一カ

月以上、一カ月未満といふ者につ

いて、特

に必要なのは行管に報告する。その

報告をしたものは各省慎重な態度で

検討するだらうし、行政管理局とも

その点については協議があるわけ

ですから、これは定員に入るものとい

ふうに思われる。従つて、その材料に

使いたいといふことですが、さうい

は、報告しないといふと、今残り

ました常勤的非常勤は定員内からはず

れ、三十七年度は除かれるといふ心配

はありますね。各省とも、こぞつて

これは報告しなければいけませんね。

さうしてやらないとこれはあぶない

です。これはさういふ意味合いを持

つてゐるのですか。

○政府委員(山口西君) これは今度の

調査の基礎に、行政管理局としては

当然材料として使うつもりでござ

います。しかし、これ以外全然認め

ないといふと、さういふわけでは

ございせん。これは四月一日の状況で

一応報告するわけ、まあ大部分入

入と思ひますが、しかし、その後でも

さういふ必要が起つたものが一部

あります。調査の対象をいたしまして

、各省の申し出があつた場合に、そ

れを調査の対象にいたさないといふ

ことではございせん。まあしかし、こ

こへ報告があるといふものは、大

体各省とも検討を要求するものを多く入

れておるといふことが予想され

ます。

○鶴岡哲夫君 そこで、私が申し上げ

ました十九条二項の政令定員、それ

から閣議決定によりまして、行政

管理局との協議において新しく置

かれる常勤勤務者、それからもう一

つ、新しくこれから常勤的非常勤

として雇つていく、更新しないとい

ふやうに限定しておられますこの

のじやないかと思ひますが、それはこの様な嚴重なといひますが、規定をなさつてみて、その大前提は、定員の増加というものが、毎年事業量に見合つてスムーズにふえていくという前提がなければ、これはなかなか運営できないのじやないだろうか、過去の常勤職員増加の数、常勤的非常勤職員の増加の数、それに定員の毎年の増加の数、こういうものを関連して考えました場合に、なるほど説明としてはお伺いできるのではありませんが、なかなか定員増というものがスムーズに参らないという懸念をするわけです。そうなりまして、過去の長い経緯から申してみまして、政令定員というものが法のワク内で悪用される、八カ月なり十カ月というものがたまつてくる、あるいは協議によつて新しく置かれることになつておきます常勤的非常勤というものがたまつてくる、あるいは協議決定によりますところの二月の二十八日以降の更新しないという常勤的非常勤の数が大きなものになるということになるのじやないでしょうか。もしそれを嚴重に規制するということになりまして、どうも事業量に見合つた定員というものがふえていかないということ、非常勤に労働強化になつてくる。特に中央はともかくとして、全国にばらまかれております機関においては、そういう傾向が非常に強くなつてくるのではないかという懸念をします。これは今の定員法でいく方がいか、新しく今御提案になつていらつしやる定員法がいかという利害得失の大きな判断の材料だと思ひますけれども、どうもそこら辺の問題がはつきりしないとお答弁の通りに理解しにくいわけござ

いますけれども、その点を一つ伺いたしたいと思います。

○政府委員(山口西君) 御意見はごもつともだと思ひます。定員の業務量に見合つた増減の処置がよく行なわれていなければ、どういふ制度を作つても無理ができて、そのために制度がこわれていくというところは御指摘の通りだと思ひます。それはもちろんそういう定員の増減の処置、業務量が増加するに伴つてふやしていくという処置は、いかなる制度のもとにおいても、当然考へていかなければならないところでございまして。そこで、それは制度だけの問題でなく、運用の問題でございまして、実際に合つた定員を持つようにしたいということとございまして、ただ、従来の定員法でございまして、それは従来の定員法では、業務を行なうのに常勤の職員を使つても、それは定員に入れたものと定員の外に置くものと二色あつてよろしいと書いてある。これは任用形式さえ二カ月以内にすればよろしく、その二カ月以内にすることは書いてございせんので、これは二カ月以内の従来身分の不安なものをどんどんふやすということによつて仕事はできるではないか、定員をふやす必要はないではないかという議論が立つわけとございまして。そういう議論のもとに、従来定員の法律規制のほかに、定員外で定員内と同じような形態のものが発生したわけとございまして、これが種々議論され、本委員会でも改めるといふことを数次にわたつて決議されておるわけとございまして。その従来委員会決議された趣旨に沿ひまして、その点を明瞭にしたい

というものが今度の法律の考へ方でございまして。当然こういうものは定員規制の中に入れておくべきであるといふことを書かなければ、それを書かなければ、これは入れる必要はないんだという議論がありまして、そうして従来のような定員外の職員というもので、定員内と同じようなものが発生するということになります。そういう点から今度はその点を明瞭にいたしまして、十九条の一項の要件を満たすものであれば定員に入れる、従つて、従来常勤労働者あるいは常勤的非常勤という様な形態のもの、ほとんどがこれは定員に入れるべきものであるといふような結果になつて参つたわけとございまして。そういう意味で、従来よりも規制の對象を今度は非常に明瞭にいたしておると思ひます。

そこで、政令定員が悪用されるかどうかという点でございまして。これは従来の常勤労働者の制度や常勤的非常勤の制度等と違ひまして、政令でございまして、従つて、行政管理局でもその内容審査をいたします。そういうふうなものものが法律の趣旨に照らして合致しないようなものを持つてくれば、これは政令になることを制止することができるわけとございまして。従つて、この点が乱れるものになるというところはちよつと考へられたいと思ひます。常勤的非常勤が多くなるといふ問題でございまして、これも各省の運用上、従来のように自由にはしませんが、やはり予算上の措置をいたしまして、臨時的な職員につきましても、どの程度のものを使うことができるかといふ範圍を、従来の取り扱ひよりは明確にいたした科目区分をいたしております。それから、そういうふうな点で常勤的非常勤が多くなるかどうかという点は、その予算編成の際に、そういう職種の要求の状況によつてわかつて参りますので、これは性格上当然定員の内容を持つものであるということになります。今度は法律の建前上定員に入れなければならぬという議論になりました。従来のように、法律が不明確であるために常勤労働者のまゝにして置くといふことはできなくて、これは定員に入れなければならぬといふことで定員の方に回すということになる可能性がございまして。そういうことから御指摘のように、従来非常に運営がむずかしかつた、必ずしも適切でなかつた場合もあると思ひますが、そういうことを想像いたしまして、今度も同じようになるであらうといふことも、一応ごもつともな御意見でございまして、けれども、そういうあらゆる点を考慮いたしまして、今度できるだけそういう心配が起らない制度といふことで、各省とも協力して、協議してこういう制度を作りましたので、まず私どももいたしましては、この制度によつて適切な運用をはかり、一方、業務量に見合つた職員の定員ということも十分配慮いたしまして、労働強化になるというふうなことがないよう、特に留意して運営いたしたいと考へています。

○鶴岡哲夫君 この問題は重要な問題で、もう少し伺ひたいと思ひます。ですが、三時半という総理がおいでになる時刻でありますので、一点だけ申し上げておきますが、この問題について、それは政令定員、これは行管で相当の力をお持ちだらうと思ひます。それから協

議による常勤職員、これも行管でお力をお持ちであらうと思ひます。しかし、お持ちにならない点がある、定員がスムーズにふえていくという点と、それから各省にまかされておりますところの今後採用する常勤的非常勤職員、この二つはなかなか行政管理局として手に負えない面がある。そうしますと定員がふえないといふことになつて、政令定員で押えられる、協議の常勤職員で押えられる。そうすると、流れるところは常勤的非常勤といふところにたまつてくるのじやないだろうか、一カ月未満という、要するに更新しないといふこの嚴重な規定を受けておることになつてくるんじゃないだろうか。そうしますと、これは熟練度、経験度からいまして、労働強化にどうしてもなつてくるを得ないといふふうになるであらう。しかし、時間の関係もありまして、この点はもう一べん別の機会に伺ひまして、次に、大臣がお見えになりましたので伺つておきますが、今度行政管理局といたしまして調査をされて、そして三十七年度の繰り入れをなされるわけでありまして、この場合に、御存じのように、あるいは長官は十分御存じでないかもしれませんが、定員外職員の問題という、長年かかった問題であります。七、八年長かかった問題であります。当初は、各省、各行政機関とも、実態がつかみにくくて、職員組合、労働組合の保護、公務員としての平等の原則、人権の問題という形でこの問題がずっと日の照るやうなところになつて参りまして、政府が御存じのように、三十三年、三十四年、三十五年と、こう繰り入れる努力をなさつ

てきて今日に至ってあるわけでありま
す。しかも、この問題は、職員の労働
問題、あるいは勤務条件、こういうも
のに密接不可分の関係があります。そ
の意味で今後調査をやらせるにあつた
ての調査方法、あるいは様式、こうい
うものについて十分組合側の意見を尊
重して案を作られ、実施に移されまし
ようをお願いをいたしたいわけですが、
その点について大臣の御回答をいた
だきたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) もちろん
これの繰り入れにつきましては、各省
と緊密な連絡をとりまします。従つて、各
省を通じて労働組合の意向が反映して
くると思ひますし、また、そういうよ
うな都合で、労働組合の意向は、間接
であります。行政管理局へ反映して
くるものと見ております。そうして一
たん入れるときまりましたものは、勤
務年数に應じて、できるだけ古いものか
ら順々に繰り入れるという考えでござ
います。

○鶴岡哲夫君 今の職員の身分、労働
条件に密接な関係がある。その意味
で、私は、各省が組合の意見を聞くとい
うだけにとどまらず、国家公務員法
によりましますと、政府機関に対してさ
ういふことができるようになっておりま
すので、行政管理局長官も、十分これ
は職員の身分、労働条件に関する問題
として、調査方法、調査様式に対して
尊重されるべきじゃないかと思ひので
す。その点が衆議院の場合も今御答弁
のような話で、私の方じゃなくて、各
局が、各省がやられるのだという話
ですけれども、これは国家公務員法で
はそうじゃないわけでありましますから、
行政管理局長官、あるいは行政管理局

としても、組合側の意見を十分尊重し
て進められるように要望いたします
し、また、回答をお願いいたしますと
思ひております。

○國務大臣(小澤佐重喜君) もちろん
間接に各省の意見を聞くことはもちろ
んのことです。行政管理局長官として
も、組合の意見を十分尊重してしま
す。繰り入れを行なうことにいたしま
す。

○鶴岡哲夫君 今、私、質問が少しこ
んがらかつたようでございまして、長
官に御迷惑をかけましたけれども、調
査の方法、調査の様式、こういうもの
について組合側の意見を十分聞いても
らいたいということを申し上げていま
す。よろしくごいいますね。

○國務大臣(小澤佐重喜君) これは行
政管理局としましては、各地方部局に
流して実態を調査することになるので
ありますが、その場合においても、よ
く組合の意向等を取り入れまして、そ
うしてこの繰り入れを行なうことにい
たします。

○鶴岡哲夫君 だいぶ時間がきており
ますが、あと若干残しました問題があ
ります。それから冒頭に申し上げまし
たように、具体的な各省の問題につ
きまして、建設省、農林省、林野庁、
文部省の大学関係等の問題について具
体的に伺つて、今の行政管理局の進め
られようとしてます定員規制の方法、こ
れを確かめて参りたいというふう
に思ひておりますし、また、各省の重要
な問題点等についても、できるならば
解明し、解決した方がよいと思ひてお
りますので、この問題はまた別の機
会にお伺ひすることにいたしまして、
きょう私の質問は終わりたいと思ひ

ます。
○委員長(吉江勝保君) 速記をとめ
て。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

○横川正市君 今度のこの行政組織法
改正の主たる内容については、鶴岡委
員の質問を通じて、さらに衆議院の速記
録等を拝讀いたしました。その内容に
ついては、私ももととしてはほぼ了承で
きるところだと思ひております。た
だ行政管理局としては、こういう問題
について取り扱ひをどうするか、こ
ういふ点を、非常に短い時間であり
ますから、一点お伺ひしておきたいと思
ひます。その点、それは定員法
が存続期間中に、定員の省内における
ところの融通をするための方法として、
郵政省で行なつた具体的な例であり
ますけれども、郵便物の激増する度合
いは、都市と農村、あるいは山村、非常
に違ひます。そこで、山間僻地で集配し
ておいた、業務に従事しておいた者を定
員から除外をいたしまして、一部業務
の請負化をはかつていく。その請負化
された定員は、これを都市の新規雇
入れの定数に回してきて、こういう具
体的な操作が行なわれたわけであり
ます。そういうふうな操作が行なわれ
たことが今もって存続し、身分上もも
ろんでありますし、給与上ももろんで
ありますし、将来の身分の安定もな
い、こういうことで今もって不安を感
じて仕事をしておる、こういう事例が
あるわけでありまします。これに對して、
雇入れ、あるいは非常勤の取り扱ひ
その他について、ある程度考慮が払わ
れておりますが、こういう事例に對し

てはどういうお考えを持っておられま
すか、これをまずお伺ひいたしたいと
思ひます。

○政府委員(山口西君) 業務の運営の
仕方につきましては、これは管理監督
の責任にありまします郵政大臣の決定いた
しました方法に従ふなければならぬ
わけでございますが、定員管理という
面から見て、はたして業務の運営方法
が適切であるかどうか、行政管理局と
してもそういう面からの批判はでき
ると思ひます。ただ、御指摘の点につ
きまして、従来その適否を検討いたした
ことがないのでございまして、郵便物
の取り扱ひの方法が適切である
という郵政省の考えで実施しているこ
とと存じますが、それが適切でないか
ら定員としてその者を入れたとい
う意見を聞いておられませんけれども、あ
るいはそういう点について検討をして
おるのかも知れないと存じますので、
現在私どものところで決定的な案は
持っておりませんが、郵政省の考え
を十分聞いた上、なお、必要であれば
実情も調べまして、そうして適切な取
り扱ひをするように変更する必要がある
ならば、またそういうふうな取り扱
ひをいたしますようにこれは検討をさ
せていただきたいと思います。

○横川正市君 なるほどその業務上の
管理は郵政大臣が担当するわけであり
まして、そこまで行管が一々差し出が
ましくやるというところは、これはでき
ない問題かも知れませんが、しか
し、業務の運行の中でそういう処置が
とられたということ、それからもう
一つは、定員法が制定されて、適宜適
切な定員化が毎年そのつどはかられて
おいた。しかし、それが定員事情その

他によつて、一時的に臨時雇用という
格好にしたのではなくて、制度的に請
負制度を設けて定員からはずし、その
定員を都市にこれを持ってきた、こ
ういふ事情であります。そうしますと、
今度の改正からいいますと、業務のい
ろいろな運営上、定員の現在までの取
り扱ひにきさ欠けるところがあつ
たので、こういう改正が要望されて実
現をする運びになつたと思ひます。

その改正の今日を迎えて、それならば
定員法があつたときに与られたこの処
置は一体どうするのか。これは単に郵
政省の管理上の問題だといふことだけ
ではなしに、定員管理をされておた
行政管理局としても、私はこれに對し
て意見を持てしめるべきである。ひ
いて、私が望むところは、こういうそ
の取り扱ひをしたものが他にあれば、
これはやはり行政管理局として、行政
管理局の建前から、勧告等の処置をとら
れるならば非常に幸ひだ、こう考へて
おるわけでありまして、総理が参りま
したので、私は最後にこのことをお尋
ねをして終わります。

○國務大臣(小澤佐重喜君) その問題
はよく研究いたしまして、そういう事
態がございしますれば、そういう方法に
いきます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめ
て。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ
て。他に御発言もなければ、本案に對す
る質疑は、本日はこの程度にとどめ、
残余の質疑は次回に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、防衛庁

設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、本日は、特に総理に対し、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、池田内閣総理大臣、西村防衛庁長官、林法制局長官、加藤官房長、小幡教育局長、小野人事局長、木村経理局長、塚本整備局長、麻生防衛審議官でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○横川正市君 私は、まず総理への質問時間が、きわめて短い時間しか持ち合わせませんので、非常に端的に総理の意見をお伺いしていきたく思う。

まず第一点に、池田内閣が成立をいたしましたしてから、巷間伝えられるところによりまして、また、総理がたびたび国会等で発言される内容をもつていたしまして、忍耐と寛容、一般的には低姿勢、こういうような態度で臨まれて、そのことに對して、国民はあ

る程度好感をもつて迎えて、国内的にも非常に歓迎されているのではないかと、また、総理の就任以来、国の事情についても逐次安定をし、幾つか、その政策上の問題では論議いたしておりますけれども、ことさらに予想されるような騒動ないしは騒乱というようなものは国内にはないと思っております。

○國務大臣(池田勇人君) ただいまも

経団連に行つて話をしてきたのでございます。外交的には東西の冷戦といふのはありますけれども、自由国家群の間に於けるわが国の信用は日に月の上つてきて、日本の経済力、経済協力に非常に各国とも期待しておる。国内的に申しまして、ただいまは衆議院におきまして、共産党を除く各野党全部の補正予算の賛成決議があつた。また、きょうはちょうど安保の記念日でございますが、去年のそれに比べる

と、非常に私は落ちついておると喜んでおるというのを今話をしたときたのであります。で、そういう気持ちを持つております。で、この秋の問題が起るか、私は問題は起らないと思つておる。そういうことは私は全然考えておりません。ただ、この上と国内治安の確立と、与野党がほんとうに話し合つてりつぱな民主主義政治をやつていこう、こう考へておる次第でございます。

○横川正市君 私どもはその内容をつまびらかにいたしませんけれども、先般アイゼンハワー米大統領が訪日を突然中止をされてきたわけでありまして、これは以前の事情等によつて、私どもは訪日を延期を要請したという側にもありますので、この事実が実現されるならば、国内は歓迎の態勢にあつたのではないだろうか、かように考へておつたやうなことがありますので、私どもももちろん、国民全体がこれに對して驚愕をしたというふうには言つても差しつかえないのではないかと、しかも、その理由をいたしましては、アメリカのいろいろの判断によつて極東におけるこの秋の情勢がきわめて不安になる見通しである、こういうふうには予想され

て、その危機の中にアイゼンハワーを日本へ旅行せしめることは、これは考へなければならぬ、こういうこと、報道的なところでは私もよく知るところであります。一体この国と非常に儀礼的な、そういう関係もさることながら、それ以上に問題のあります日米両国間において、前大統領が訪日を突然秋の極東における情勢の不安から中止をされた。これは私は、総理は、今、秋にはそういうことはない、こう考へてなつたこととはいささか判断が違ふのではないかと、かように思つておる。前段はお答えになつたが、後段には、そう言へばいや実はこういう事情があるということならば、そのことを一つこの際詳細明かにしていただきたまひ、国民にその実を知らしていただきたまひ、かように思つておるわけであり

ます。ただ、この秋の問題があるかといふことにつきましては、答弁は、私は国内的の話をしたのでございまして、国際的にどういふ問題があるかといふことにつきましては、私は今の状態でも何もないとは言へません。しかし、何もないことを望んで努力したいと思つております。

○横川正市君 これは国内でどうアメリカが極東における情勢を判断されるか、これは勝手なことでは、日本は日本でその信ずるところを行けばいいといふ、そういうことではなしに、私も、アイクの訪日がいわゆる私的なことで、あるいはまあ通常使われるところの一身上の都合等で訪日が中止をされた、こういうことならば、あえてアイクの訪日の中止をそれほど重視するものではないのであります。この訪日が中止された事情の一端が、しかも、最も大きく重要に報道された内容が、この秋のいわゆる十月ごろをめぐつて極東に不安が増大する見通しに立つて訪日を中止された、こういうこととが言われるわけでありまして、一部ではこれも言われております。この危機というものは、これはおのずとそういうようなものが、何らかの原因はあつたにしても突然出てくる、こういう危機もあるけれども予定のスケジュールの上に乗つて危機を作成していか、あるいは醸成していか、そういう醸成した危機というものをそらばん勘定に入れて、そうしてその見通しに立つた対策を立てていく、こういうこととあるのは、アイクの訪日の突然の中止というものは、アメリカの極東におけるところの政策の中で、当然起り得るところのスケジュールに乗つて、予

定をされた事態、そういうことを明確にした上でアイクの訪日を中止したのではないかと、こういう判断をされておる向きもあるわけでありまして。しかも、それは有力な裏づけとして幾つかの問題が起されておるわけではございまして、今の総理のお答えでは、私はいささか物足りないといふよりも、非常に不満に思つておるわけでありまして、もう少し知るところを明らかにしていただきたまひ。ことに向こうから帰つて来た方々からお話を聞いていふものならば、私は、これはあえて重視をいたしません。おそらくアイゼンハワーの訪日の突然中止になつたときのその見出しの中に、秋における極東の不安が原因であると、こう新聞に報ぜられたときに、総理は、一体それは何かについて検討されたと思つておる。同時に、また、近くアメリカに行かれる準備をされておるわけでありまして、そういう面からも当然いろいろ検討されて、あつちへ行かれてからの仕事の一端にされる、こういうことにも私はさ

○國務大臣(池田勇人君) 私は事情をほんとうに知りません。確信のないことについてお答えするのはいかにがかと

○横川正市君 私は、この問題は私どももその事情をつまびらかにいたしておりませんので、政府の責任者でありまして総理から、少なくともこの点についてはかくかくである、しかも、国民はあれを見て国際上のいわゆる信用の問題なのか、あるいはこの非礼をいふ

この招待をしたが、それにもなおかつ

日米間については信頼が持たれないというのか。そういったものでないとしたら、一体極東の危機については何かと、国民はおそらく心配されていると思うのであります。その心配が何であるかについては、政府がこの際明らかにできないというところは、非常に私は遺憾なことであるし、できれば一つ機会を得て政府も見解を発表していただきたいと思うのです。その中で、私は第一に、あなたが今度アメリカに行かれるわけでありすが、その行かれる内容については、いろいろと新聞が報道される城しか私どもは知ることができません。ただその内容の一端が、四月の三十日に大平官房長官が発表したところによりますと、外交問題では中国と韓国を含めての極東問題が中心である。それから、国際低開発地域に対する経済協力、技術、資金援助等をめぐる問題や、製品買付などについて協力をしてもらう。それから両政権の施政方針を的確につかむことが根本である。三つの問題について十分力を入れてやられているわけです。

そこで、私は第一に、自由民主党の党の決議によりまして、最近韓国へ議員団が派遣され、それから新聞の報道するところによれば、当然この秋の国連では大きな問題となるであろう中国問題をめぐって、日本がまずそれに対して何らかの態度決定をする以前に日韓会談の改善をしておいた方がいいと、こういう考え方の上に立ってこのような処置に出られたと、こう言われているわけでありすが、今日の韓国の実情と思ひ合わせてみて、私どもは他に幾つかの問題があるのであります。まだ最初に、この日韓会談を事前

に解決しておきたい、そう考えられた理由について、この際明らかにしたい。たださうかと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 韓国との国交正常化は、私は、この秋の国連総会あるいは私の訪米という問題とは別個に、できるだけ早く正常化したいというので、昨年九月外務大臣を行かした、その後も日韓折衝をしておるのがあります。ただ、わが党の方々が行かされたのは、韓国の経済事情のみならず、政治、社会事情をやはりわれわれとしては十分知っておく必要がありま

すので、そういう意味において韓国に行くことを私は賛成したしたのでございす。別に国連の関係あるいは日米会談の前提としてどうこうという考えではございません。

○横川正市君 私どもは、最近のアメリカのいろいろな問題に対処する施策といひますか、その結果についていろいろと判断をされる材料が提起されております。ことに先般起こったキューバ問題のときに、ケネディ大統領のいわば公然たる支援のもとで避難民が訓練をされ、それから米政府が支給した武器を持ち、さらにこれを訓練するための船やガソリン、これを護衛して行動に移せしめた。この結果三つの問題が私

は、これは許されていいかどうか。明日のキューバという問題を考へて、その他の小国の運命というものと考へ合

○国務大臣(池田勇人君) アイクの訪日中止が、極東のあれと限定されるようなお話でございますが、私はそう見

○横川正市君 私どもは、政府よりか

○国務大臣(池田勇人君) われわれと

持たれていると思うのでありますけれども、私は、この点で総理の意見を

持たれていると思うのでありますけれども、私は、この点で総理の意見を

持たれていると思うのでありますけれども、私は、この点で総理の意見を

持たれていると思うのでありますけれども、私は、この点で総理の意見を

持たれていると思うのでありますけれども、私は、この点で総理の意見を

持たれていると思うのでありますけれども、私は、この点で総理の意見を

また新聞の記事なんかを参考にいたしますと、今お話のありました経済力、あるいは軍費の調達力、こういうことでございますが、私はそれは一つの原因であらうと思ひます。ただ、張勉政権ができて、経済発展、国土開発新計画でやっておりますが、何分にも与党内におきましても派閥がありますし、新国民党の力も、ある程度強うございします。あらゆる政策が一本ですっきりして行なわれなかつたというところ、不満の点もあつたのでしよう。そして、また、経済開発がおくられておるといふこともございします。また、軍備の費用につきましても、これはアメリカから二億数千万ドル出ておりますので、六十二万とつたやいまいましたが、五十数万、まあ五、六十万でございしますが、その分につきまして朝鮮の負担もございします。ところが、アメリカの援助というものは相当あるわけでございします。それが大きい原因であつたとは思ひません。とにかく政治の力が足りなかつた、派閥闘争といふこともございします。そしてまた私は、こういう記事につきましても、ある程度考えなければならぬ。それは南北朝鮮の統一問題と、最近における学生その他の運動を見まして、共産勢力がふえつつあるのじやないかというふうな気持ちも軍部にはあつたんじゃないかという気がいたしておるのであります。それはなぜかと申しますと、軍事革命委員会の声明等にも、反共とか、いろいろな点が載っておりますので、私は、板門店における二十日の学生の連合会議の動きというものの一つ、この刺激になつたのじやないか。しかし、これは確実な報道ではござい

ませんので、アメリカのような国でもなかなか予想してゐなかつたといふうなことで、まだこの原因につきまして明確な判断を私が申し述べるといふのは時期が早いのではないかと。従いまして、新聞報道等を中心にして申しますと、今申し上げたような状況ではないか。しかし、まだこれははっきり確定したものではありませんことを申し上げておきます。

○横川正市君　そこで、私は、今の判断がかりに当たつた当たらないは別問題といたしまして、南朝鮮における政治情勢がきつめて不安定になつてきたといふことだけは、これはお考えになるのじやないかと思ひます。そこで、政府はさきに日韓会談を早急にまづめていきたいという方針をとつておられたやうでありますけれども、この際、この日韓会談の方針を変えられ、慎重にこれをされるというお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君)　御承知の通り、革命政権が起きて、まだそれがはつきりしたものになつておりませんので、この際日韓会談をどういふふうにしていくかというのを申し上げることは早過ぎると思ひます。ただ、きよりの新聞で見ますと、新国民党の提携といふことは、今度の革命委員会におきましても考へておられるやうでございしますので、はつきりした政権がきまらなかつたから問題として私は考へたいと思ひます。

○横川正市君　さらに私は、アメリカへ行かれる総理は、その構想の中に、今の政治力だけではなしに、その経済力にも事実上相当困難な立場にある

韓国の状態、こういったことも十分分析され、さらに、また北朝鮮からの連邦制への申し出等も考慮されて、極東におけるところの非常な困難な問題が、ずつと羅列されておりました。これらは日本の平和と安全には相当影響を持つてゐるわけでありまして、そういった影響のあるものに対して、日本として何らかの具体的な提案をされるお考えを持っておられるかどうか、これは外交上の問題でありますし、また、他の機会では、まだ構想がはつきりされておらないという答弁もされておるやうでありますけれども、日本としては、どういふ方法がとられるにしても、南朝鮮の問題、北朝鮮の問題、それから中国問題、ベトナム、ラオス、こういったような極東における不安定な情勢というものをたくさんかかえておる日本として、日本の安全と、それから極東の安全というものを考え合わせ、日本はアメリカに対して何らかの提案をするお考えを持っておられるかどうか。私は、その内容についてこの際触れなくても、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君)　極東の国際情勢は、わが国としまして最も重要な問題でございします。私は、どの国との関係がどういふかと申しますが、地理的にも歴史的にも、また、文化的にも、そして人口の点から申しましても、ほんとうにベトナム、ラオスの問題よりも、私は、韓国、北朝鮮、中共の問題は、われわれとして関心が非常に強いといふことは申し上げ得ると思ひます。しからば、中共あるいは韓国、北朝鮮の問題について、どの程度の話をするかという問題につきま

しては、お話がありましたように、ただいま検討をいたしておるのであります。また、韓国のこの革命の様子も見なければなりません。その原因とか、あるいは向こうの経済状態等々も十分調査してみたいと思ひております。

○下村定君　時間がきつめて限られておりますので、私は、本日、総理大臣に二つのことだけお伺ひしたいと思ひます。

その第一は、現在の国際情勢に対する総理大臣の御觀察と、これに対処するための日本の国防のあり方でございます。国際情勢をくどくど総理大臣に申し上げる必要はもうございせんから、ごく簡単につまんで、順序として申し上げますが、もうだれでもわかつておりますやうに、最近の国際情勢は少しも緩和の徴候がなく、世界の各方面におきまして、事件の性質はいろいろ違ひますけれども、血なまぐさい闘争が随所に起こつておる。また、東西の冷戦も、むしろ激化の徴候にあるやうに觀察されるのであります。

次に、これに対する各国の態度を見てみますと、アメリカは、ケネディ大統領の登場によりまして、一部では何か対外政策に変動が生ずるのじやないかという予見をされた向きもあるやうであります。が、事実は従来通りの強い政策をとり、国際共産主義に対して、多分に警戒をしておるやうであります。また、その就任後発表しました一般教書並びに国防予算教書におきましても、ほとんど従来に例を見ないほど、詳細に国防に関する施策を明らかにしております。また、今年二月に出ました米国の国防白書、これを見ましても、また、NATO、SEATO関

係国の態度から見ましても、もう例外なく、戦争に対する警戒と、これに対する安保体制の強化を力説しておるやうであります。共産主義陣営におきましては、昨年の秋に行なわれました八十一カ国の会議、続いて本年のワルシャワ会議等におきまして、関係各国はいよいよ結束を固くしております。ソビエトは限定戦争の発生を認めて、民族解放戦争を正義の戦争と申しております。中共は中共で、依然として高姿勢、戦争の不可避論を唱えて、また、みづから核装備をするまで申しております。一方におきまして軍縮会議及び核実験停止の会議は停頓の状態にあることは、これは周知の事実でございます。非常に簡単に申しましたので、以上のような一連の国際情勢に対して、総理大臣はどのように御觀察になつておられますか。また、これに對して、日本の国防のあり方はいかに考へたいのであります。国防のあり方を申しましても、はなはだ言葉が抽象的で、御迷惑と思ひますから、少しくどくなりましても、私が伺ひたいしたいことを敷衍させていただきます。

総理大臣が、御就任以来、国防に對して御関心を深くお持ちになつて、いろいろの方面にこまかいところまで御配慮になつております。たとえば従来ほとんど行なわれなかつた国防会議において懇談会をしばしばお開きになり、あるいは、これまで従来にならなかつた、防衛大学に御臨場になつて卒業式の訓辭を与えられる、そういう点は数々私も承知して、感佩しております。

のでございますが、一方におきまして、私も国民は、池田内閣ができてから、日本の国防に関する政策というものはほとんど伺っていないのであります。昨年の九月五日に発表せられました政策中に、日米安保体制を堅持し、最小限度の自衛力を整備する。極端に言えば、これだけです。本年の初頭に、総理大臣が議会で施政演説をお述べしましたが、この中には、防衛というものは一つも入っておりません。私は、決してそんな言葉じりをして申すのではありませんけれども、そういう点からも、まあ言えば言えないことはございませぬし、それから、先般衆議院におけるこの防衛二法案の審議における総理大臣の御答弁を、私はつづきに議事録で調べたのでございますが、これも断片的のことはいろいろありますけれども、大体におきまして現在の国防方針に従う、あるいは国力、国情に応じ、民生の安定を害しないように自衛力を整備するといふ範圍を出ていないように思うのでございます。これはあるいは失礼かも知れませんが、私は正直にそういうふうには解釈をいたします。

そこで、私も国防方針のあるといふことはよく承知しておりますが、あの国防方針というものは、内容があまりに抽象的で、極端に申しますれば、自由主義陣営の国であれば、どの国へ持つていっても通用のできる共通の原則が掲げてあります。日本として、この点が日本の国防上の大事なポイントだといふことは、ほとんど現われておりません。そしてそれを求めるならば、第三項に、国力、国情に応じ自衛上最小限度の防衛力を保持する、効率的に、また、漸進的に整備する、こういうことがありますが、これも目標は現われておりません。また、将来いかなる戦争を予想しなければならぬか、これに対して日本がいかにして防衛するかというところも、はっきりあの方針には現われておりません。あれでは、今策定されたつづきあります第二次の防衛計画の基準として、根拠として、私は十分でないかと思ひます。また、今回総理大臣がアメリカにおいでになりまして、当然出るべき防衛上の御協議におきまして、あれだけではどうも空想にすぎやしないかという感じがいたすのであります。

そこで、くだくなりしましたが、私がこの席で総理大臣にお伺ひいたしたいことは、もう少し具体的に、日本はいかなることを考えて、いかなる手段でこれと対処するつもりであるかというようなことを、基本的構想だけであらうでございますから、お示しを願ひたいと存じます。

○國務大臣(池田勇人君) 世界の国際情勢ににつきましては、大体下村委員のお考えの通りでございます。私は、冷戦が続いておると考えております。ただ、アメリカの政策は、前よりもよほど具体的に、全面戦争に対してはとうとうなことがありましたが、ケネディにおきましては、それが具体的に出てくる。たとえばギリシアに対しては、やるとか、局地的のことについても対処するようには、ある程度具体的にはなってきたように思ひます。しかし、世界の情勢は、これはいろいろ一九五七年の巨頭会議、また、一九五九年のアイゼンハワー・フルシチョフの会談等、等ございましてたけれども、なかなか一

朝一夕にはできません。来月フルシチョフとケネディとの会談が予想されておるようでもございしますが、いずれにいたしましても、何と申しますか、根本の情勢の変化はないようでございます。前と変わらぬと思ひます。

それから、わが国の防衛につきましても、具体的にいうことは、これは国防会議で定めることでございます。従いまして、今後における防衛計画につきましても、せっかくたてた防衛計画で検討中でございます。わが国はいかなることを考え、いかにこれに対処するかという問題でございますが、これは普通の国とは違ひまして、われわれは自衛のための最小限度のあれをやるというところが建前になっております。しかし、自衛のための最小限度というものはどの程度かというところは、今度時代の変遷につれて、第二次国防計画で私はつきり現わしたいと思つておるのであります。何と申しまして、日本の歴史のこと、また憲法の問題、あるいは安保条約を建前としておる關係上、いかなることを考えるかという、一般の国のように私は参らぬと思ひますが、ほんとうに日本の今の状態において何を一番やらなきゃならぬか、最善の努力を各方面に向けていきたいと考えておるのであります。

○下村定君 次にお伺ひいたしたいことは、いわゆる第二次防衛計画は、諸般の政治的の事由によりまして、まだ成案を得てございせん。従つて、私は、この席でその第二次防衛計画の内容に及んで御質問申し上げることは差し控えます。ただ、現在この委員会に上程されております防衛二法案は、一

面においては第一次の防衛計画の終末点であります。一面におきましては第二次防衛計画の出発点であるかと思ひます。従つて、政府当局におかれましては、第一次防衛計画によつてどの点が達成され、どこに欠陥があるか、今後すみやかに改善すべき点は何点かあるかというところは、もう今すでに御検討になっておると存するのではありません。その点を一つお伺ひ申し上げたい。実は前回の当委員会におきまして、兵力の整備、すなわち、防衛力の整備そのものにつきましたは、防衛庁長官からお話を承つておりますが、本日は総理大臣から、主としてこの自衛力の整備以外に、政治的の施策についてどういふ点が不十分であり、どういふ点を改めなきゃならぬかというところを、簡単にけつこうでございまして、例をあげてお示しを願ひたいと存じます。

○國務大臣(池田勇人君) 第一次防衛計画は一応済むわけでございますが、私は、やはり自衛隊の質の向上といふことははからなきゃいかぬ、人をふやすといふことよりも、質の向上をはからなければならぬ、近代の装備になきゃならぬ。そうしてもう一つは、やはりだんだんよくなつて参りましたが、自衛隊に対する国民全般の認識でございます。私は、この点が今後自衛隊をわれわれ考えていく上において、私だけじゃだめなんです。国民全部が、自衛隊の必要と、そしてこれを盛り立てていくような気持ちになれたいことを私は期待して施策すべきだと思ひます。

○下村定君 ただいまのお言葉はよくわかりましたが、私は、この前予算委員会

持つていつておるのであります。

情報関係につきましては、御承知の通り、敗戦後いろいろな機関がなくなりまして、法制上いろいろな支障がございまして、これはお話の通りに、非常に各国に比べて弱体でございます。しかし、われわれはできるだけ情報収集につきましては、毎年これに対する整備をはかつておるのであります。十分ではございません。今後も努めていきたいと思っております。

それから非常時体制、また、防衛生産、こういうものも、敗戦後のあれで、憲法その他の問題等々も関連いたしまして、それから防衛生産も、やはり経済力の関係も考慮しながら、徐々に私は進んでいっておると思っております。何と申しましても、重要な資材はアメリカからの援助を得ております。そして日本でも急にどうこうというわけにはいきませんが、飛行機その他につきましても、私は、近い将来に相当の技術ができてくるのじゃないかという期待を持っております。

○下村定君 そういう問題がいろいろあるというところは、いろいろの理由もございまいしうけれども、私の考えますところは、この現在の国際競争というものが、単に昔のように、軍事ばかりでなく、非常に広い手段、広い範囲にわたって行なわれておる。従って、これに対処する国防というものも、軍事一点張りではない、国防の全般にわたって考えなければならぬと存するのであります。で、そういう意味におきまして、この政府の国防に対するお考えの立て方が、そういう流れに沿ってやっていたことが時勢に適合するゆえんじゃないかと、ひ

そかに考える次第であります。これはただ私の考えでございます。一応御検討をお願いをして、私の質問を終わります。

○鶴岡哲夫君 一つの問題について伺いたいのであります。

自衛隊が発足しまして十年たちまして、さらに昨年来の自由諸国におきまして、この諸事件、こういう問題と関連して、自衛隊も実戦部隊としての様相をはつきり提示してきているのじゃないだろうかという受け取り方をしておるわけでありまして、今回の防衛二法案の内容を見ましても、統幕議長に對します出動時における権限を付与する、さらに戦闘部隊としての能率を強化するという十三個師団再編成、海上艦艇部隊と海上航空部隊、これを実戦部隊としての役割のために一元化する、あるいは保安管制の整備強化、こういうのを見てみますと、さらにまた昨年来のキューバ、韓国、ラオス、ベトナム、エチオピア、それに、つい最近ありました韓国のクーデター、こういう関連の中で、この臨戦体制という少しどころか、この臨戦体制が、局地戦体制という性格がはつきり出て参つておるのじゃないだろうかと思ふわけでございます。しかし、昨年来のこの一連の事件は、反面、この自衛隊に對しますシヴィル・コントロールを真剣に考えなきゃならぬというところに着いておるのじゃないだろうか。また、十年たちまして、日本にも明確に武装をした一つの軍事社会というものが明らかにでき上がつてい

る。それだけに、このシヴィル・コントロールは慎重に考えなきゃならぬのじゃないだろうかという気がするわけ

でございますが、総理の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お話のように、私は、この自衛隊の運営につきましては、これは私が最高の責任者であります。従ひまして、何と申しますか、

軍人が——軍人という言葉はどうかと思ひますが、とにかくシヴィル・コントロールというところは、これは民主主義の根本でございます。私は絶対にこれは守らなきゃならぬ、この点につきましてははお話の通りでございます。

○鶴岡哲夫君 自衛隊のシヴィル・コントロールにつきましては、国防会議、内閣、さらに国会というふうなものがあるわけでありまして、自衛隊の内務におきましてはシヴィル・コントロールの象徴は防衛庁長官であると思つております。その防衛庁長官に對しまして、文民的、政治的補佐機関は防衛庁の内局だと思ひます。この内局が七つございまして、内局の中の局が、長官官房、防衛局とか、七局あります。この七局を見てみますと、定員が四百八十名、これは常識的にい

まして、政府機関の一局に当たらない、大体一局というふうに見ていいのじゃないかと思ひます。この局の中に、もう少し見ますと、教育局というの、局はありますけれども、課は一つしかない。衛生局でも、局はありますが、これは課は一つしかない。常識的に言う日本の行政機関といつたしましては、非常に貧弱です。ですから、内局と言つて七局ありますけれども、一局に当たらないような存在ではないか、これが長官に對しますところの文民的、政治的補佐機関であります。それ

は幕僚監部であります。これは海上、陸上、航空と、三つの幕僚に分かれておりますが、それぞれの幕僚いずれも六部程度のものを持っております。部といひますけれども、これはいずれも大体副部長がおりまして、課もつぱらに整つております。部といひますけれども、大体局に該当するような、行政組織としてはあると思ひます。いかに文民的、政治局補佐機関である内局が、はなはだ貧弱であるという点を懸念するわけでありまして、もちろん各局長、参事官、いずれも優秀であります。ですけれども、この文民的補佐機関がこういう弱体では問題があるのじゃないだろうかという懸念をいたしておりますので、御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) この自衛隊の運営は、防衛庁長官がおやりになります。そうして、その政策、企画は内局がやることになっておるのであります。私は、人員とか局の数とかという問題じゃなしに、内局がほんとうにりっぱな施策、企画をやつていくことによって、非制服、いわゆる文民と申しますか、非制服がコントロールしていつておると私は考えておるのであります。だから、今後におきまして、内局の陣容その他につきましては、十分の注意をしていかなければいかぬと思ひます。

○鶴岡哲夫君 重ねてこの点は申し上げておきたいと思ひますが、各参事官、実にりっぱな方々であります。しかし、内局が四百六十、八十名という定員、これは総理もかつて大蔵省で生活なさつておわかりだと思ひますが、行政機関の一局に当たらない。しかし、

軍事的補佐機関である幕僚監部は堂々たるものであります。内容を見てみます。従つて、内局の問題について、総理の今の、今後とも慎重に検討していきたいということを、重ねて御要望申し上げておきたいと思つております。

もう一つこれに関連いたしまして、四月の二十六日の衆議院の内閣委員会におきまして、この権限を強化された統幕議長、これを認証官にする気ではないかという質問がありまして、それには對しまして防衛庁長官は、統幕議長は認証官にしたいし、三幕の幕議長、陸、海、空の幕議長も認証官にしたいと自分は思つておるけれども、まだ検討は命じていないということでありまして、私は、実は内心びつくりいたしました。これは、実は内心びつくりいたしました。これは、実は内心びつくりいたしました。

○國務大臣(池田勇人君) この認証官の問題につきましては、いろいろ統幕議長とか幕僚長以外にも、いろいろ問題がございまして、それは何と申しますか、昔からの関係がございまして、たとえば大公使というふうな問題と、それから下は何万という人を使つてい

問題、あるいは最高検察官は裁判所の問題等もあります。また、同じ高等裁判所の問題、同じ裁判所でも、また東京とその他ではだいぶ違う。いろいろな問題がございますが、私のところには、まだこの証言官につきましての話は一切ございません。また、お話を統合幕僚長、私は昔からよく知っております。これは制服でございます。それから三幕僚長につきまして、私は就任早々会しまして、いろいろ意見の交換もし、その後もやっておりますが、私は証言官その他よりも、私が特に関心を持ち、その人らと常に接触を

していつて、そうして非制服と、制服でも上の幹部の方、これは制服、非制服にかかわらず、ほんとうに民主的な考え方をもち、やっていたらどうなるか、自分自身としてはやっていたらどうなるか、今三幕僚長はもちろんのこと、統幕議長も証言官ということにつきましては、私はまだ聞いておりません。聞きまして、十分これは検討しなければ、他の振り合いもございまして、歴史的なあれもありまして、聞きまして、十分検討いたしたいと思っております。まだ私どものところに参っております。

○鶴岡哲夫君 重ねまして、この問題について他の振り合いというお話でございまして。で、私は、その他の関係において慎重に御配慮いただきたいというふうに考えているところでありまして、そのように御要望を申し上げておきたいと思っております。

次にお伺いをしたい点は、幕僚監部であります。これは言うまでもなく、防衛庁長官に対しますところの軍

事的補佐機関であります。これは皆制服で固められております。制服のようでありまして。はっきり私も存じませんが、職員名簿等を見ますというところ、全部制服であります。その意味で、従来とも文民である防衛庁長官が、この幕僚監部の軍事的優越によって制約されるおそれがあるというふうな懸念を持たれて参っているようであります。今回御承知のように、幕僚の議長が大きな権限を持つことになりまして、従来幕僚の議長というものは、幕僚会議の総理をするだけにすぎなかったと思

います。今度大きな権限を持ちます。そうしますと、いよいよ防衛庁長官が、軍事的優越の制約を受けるのではないかと懸念をいたしているわけでありまして。それは文官的、あるいは政治的補佐機関であります内局が非常に貧弱である、機構的に貧弱であるというのと関連をいたしますけれども、しかし、統幕議長が権限を持つことになりまして、一そうその懸念を深くするわけでありまして、御所見を承りたいと存じます。

○國務大臣(池田勇人君) 制服のうちでも、昔軍人でなかった人が入っているものであります。林君は、私もよく知っておりますが、あれは昔軍人ではございまして。今度の、統幕議長が長官の名においてやるというところは、いかにも強くなったやうでございまして、この企画、政策のようでは内局でございまして。私は、お話のような心配はないのじゃないか。ことに、別に問題として、内局をもっと強化したらどうかという問題、これはあると思

のあり方を、御心配ないように一つ改正する要があれば改正する。ただ私は、今のところでは御心配の点はな

い、あくまで防衛庁長官が、統幕議長、各三幕僚長を駆使して、そして内局の意見、企画によって処置するのでございするから、あまり御心配はいないんじゃないかと思

○鶴岡哲夫君 お言葉でございます。統幕の議長が会議を総理するとい

えば出動するやいなやというやうな基本的なこと、それから、どの方面にどういうやうな構想で出動するのかというやうな基本的な事柄は内局がいたし

ます。もちろん予算、人事は、平素において基本は握っております。それから、統幕議長は今度の権限の強化の内容は、防衛出動等の出動時において統

合部隊を作る場合でございます。たとえば陸軍陸隊が動くというやうな場合は、統合部隊を作る場合に

具体的人事をいたしましては、この統合幕僚会議議長なるものの人的要素というものは、非常に大事な要素であることは私は十分考えております。補足させていただきます。

○鶴岡哲夫君 この議長の権限の強化に

○國務大臣(西村直己君) では、具体的

いうものについては、これは総理を中心にした大きな人事でございまして、われわれは、シヴィル・コントロール、また、自衛隊の本来の任務等が十分遂行できるように、よくそれは人選さるべきだと考えております。

○鶴岡哲夫君 もう一つだけこれに関連いたしまして、日米安全保障協議委員会というのが昨年でございまして、これは、御存じのように、防衛庁長官と、外務大臣と、ハワイの軍司令官と、日本に駐在いたしておりますアメリカ大使、この四者構成になっておりますが、この協議委員会をお作りになりますときに、国会の中におきまして、この下に専門委員会を作りたいという発言がなされておるわけであります。

ところが、現実にはこれができなかった。そして具体的に臨時制服同士の話し合いをしていくという形になっていくのであります。これは衆議院の内閣委員会におきます防衛庁長官の発言であります。私は二つほどこれに問題があるような気がしてならないわけでありまして、この協議委員会を作りますときに、その下に専門委員会を作る、その場合に、日本側としてはやはり文官を入れた、それを米側と合意ができたかというところのようでありまして、そして臨時制服同士が話し合いをしていくということになります。という、これはどうもこの面から日本の自衛隊の文民優位、こういうものがくずされるという懸念をするわけであります。

○国務大臣(西村直己君) 安全保障協議委員会というのは昨年の九月持たれまして、それから今日まで持たれていないわけでありまして、なかなか持たないようでありまして、持ちにくいようでありまして、防衛庁長官の衆議院におきまして発言からかみましますと、なかなか持たないようには受け取れる。今回米大使が交代しましたので、この機会に持ちたいということで外務大臣と話し合っておられるということでありまして、そういう持ちにくい機関のもとに専門委員会を持ってない。制服同士で話し合いをして進めていくこととなります。と、どうも日本の自衛隊というものが、この面からいっても、どうもアメリカのハワイの太平洋軍司令官の一部隊のごとき取り扱いを受けるような印象を受けるわけでありまして、従いまして、二点につきまして伺いたいと思っております。

○国務大臣(池田勇人君) 安保条約に基づきます日米協議会、お話しのとおり、昨年九月に開かれたと聞いております。

これが開きにくいというふうなことは私は聞いておりません。それから、その下部機構に連絡会議を置くということでございます。私の知る限りでは、制服のみならず、非制服も随時いろいろ私は相談をやっているんじゃないかと。協議委員会の下部機構というところでなしに、実際問題としては、制服は制服同士、あるいは非制服は非制服同士、あるいは非制服と制服というふうな、具体的な問題は常に協議してあるんじゃないかと思っております。こういう問題については防衛庁長官からお答えいたします。

○国務大臣(西村直己君) 安全保障協議委員会は、昨年の九月八日に、前長官、外務大臣、マッカーサー大使と正式会議を持ちまして、その後今日まで持っておりません。しかし、これは総理からお話しがありましたように、開きにくいという状況ではありませんが、昨年来、御承知のように、アメリカの政変、こちらの方も選挙等がございまして、従って、新大使、外務大臣とも十分打ち合わせた上で、時期を得て開こう、こういう希望は持っております。ただし、これは同時にアメリカ側の態度というものも、また十分打診した上でなければならぬ。それから協議委員会は、御承知のように、安保条約の運営上の基本的な問題でございます。従って、下部をどうするか、特に軍事あるいは軍事的な面について、一部には軍事専門委員会を作つて、機構としてはつきりきめたらどうか、それに対して構成員をどうするかという意見はいろいろ意見がございまして、従って、それらの意見を無理に今の段階で割り切るよりは、必要が両者にあるというふうな意思の合致するところにおいてこれを作つてもよいし、その間におきましては非常に密接な連絡をとる。それがあれば制服同士が集まってものをきめて、それによつてすべて引きずられやせぬかという御心配、一応伺つたわけでありまして、私もその意味で、シヴィリアンはシヴィリアンなりに、十分情報の面におきまして、あるいはその他の面におきまして向こうと連絡をとらせております。また同時に、こちら側といたしましては、シヴィリアンの面では、単に軍事だけではございせん、いわゆる国務省の出先である大使館等とも十分連絡をいたし、必要がもし将来起こりますれば、もちろん機構としての専門委員会も作る目があるいはくるかもしれせん。これらは両者の意思を十分検討して、お互いの意思を尊重し、合致したところで作りたい。これが現在の姿でありまして、アメリカ側の軍人にこちらの制服が命令を受ける、少なくとも圧力を受けるというふうなことは、これは今のところ絶対に私はないと思っております。

○吉田法晴君 池田総理は近く訪米をされるということで、訪米の話の内容についていろいろ議論をされ、あるいは先ほど横川委員から質問がございましたが、経済的な問題についてはこれはお尋ねをいたしません。防衛二法案に関連してお尋ねするのであります。二点だけお尋ねしたいのであります。

沖繩の施政権返還問題については、沖繩の県民、七十万の県民だけでなく、日本の国民の総意でもあり、かつては国会の決議もあつたわけでありまして、その後、実際問題として中距離誘導弾等の基地等もあつて、なかなか話が進まないようでありまして、岸総理は、出発前には、国民に強い交渉をするという約束をされましたけれども、向こうに行つては強い交渉をされた形跡等はございせん。したが、沖繩の施政権返還問題について強く交渉を、実現のために努力せられる用意があるかどうかを一つ伺いたい。

それからも一つは、外交問題が主だといわれますけれども、先ほどからございまして、あるいは中国の問題あるいはラオス、あるいはベトナム、韓国の問題等、アジアにおける外交あるいは防衛の問題等については、おそらくお話しが出るだろうと思つております。後刻、これのアジアにおける事態に対する。アメリカの方針に基づく日本の態度というものは、具体的にあとで伺つて参りますが、これらに関連をして、従来心配されてきた、あるいは論ぜられてきたのは、NEATO結成の何らかの足がかり、あるいは方向等について議論がされるのではないかと、こういう推測を申し上げます。あるいは心配を申し上げますが、そういうものがあるわけでありまして、第二次防衛計画については先般御質問がございましたが、アジアの各地の情勢に対して要請があり、あるいはそれらが何らかSEATO、NEATOに関連する話が出た場合、従来のように、NEATO結成の、あるいはNEATO結成への一前進はしない、こういうような答弁でありましたが、これらについて御見解を承りたい。

○国務大臣(池田勇人君) 沖繩における施政権の返還問題につきましては、お話しのとおり、さきの内閣におきましてもアメリカ政府に要望いたしましたのでございまして、御承知のような結果になつております。内閣が変つたから、アメリカのこれに期待する考え方も変わつてくるように期待したいのでございまして、なかなかそうはいかないのじゃないかと思つております。しかし、これは国民的要望であるというところは私はよく存じておりますから、そういうつもりで話をしてみたいと思つております。

○吉田法晴君 SEATO加入という点を尋ねたわけではございません。韓国なり、あるいは台湾、SEATO加盟国を含む南方との関連もございませうけれども、主として日本を中心とした韓国、あるいは台湾、その他SEATOと申したのでありますが、NEATO結成に事実上つながる問題については、そういう話があった場合に、これは従来のように、そういう話については、あるいは多少疑いのあるものについて、全然これは話にのつてこない、こういうことであるかという点を尋ねたのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 太平洋北方のわが国、朝鮮、台湾等につきましては、私は、経済的問題は話題になると思ひますが、軍事上その他の問題につきましては、話題にならんと私は思ひます。

○吉田法晴君 それでは具体的にあとでその点はお伺いすることにしまして、その前に、先ほど横川委員から御質問のございました七月危機説ではございせんが、七月、あるいはことしの後半については、何らかの事態が起こるのではないかと疑いを持つてゐるのではありません。具体的に質問に入ります前に、これは総理ではないのです。が、防衛庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひますが、総理の質問に移る前に聞くことをお許し願ひたいと思ひます。

四月の中旬に杉田陸幕長が帰国され、そして特別会議が持たれて、その際に、韓国の政局不安と申しますか、あるいは韓国において張勉内閣が不安定というか、何らかの事態が起こるのではないかと、報告と

一緒に、特別作業について協議をしたというのを聞くのですが、杉田陸幕長が帰られてのそういう会議がありましたが、あるいは報告があったか、あるいは特別作業等について相談をされた事実があるかどうかをお伺いいたします。

○國務大臣(西村直己君) 杉田陸幕長がアメリカの招聘を受けまして、米国の軍事上の視察に参りましたことは事実でございます。帰りますと、翌朝早朝私は呼びまして、そうしてその状況も一応聞きまして、さらに、総理にも短時間御報告申し上げてあります。その間におきまして、格別それほど私には変わつた状況というものにとつておるわけでありませうけれども、特に韓国等の問題について云々、特に韓国の問題、あるいは張勉内閣、こういうような問題についてもアメリカ軍側も触れておりませうし、また、われわれもそういう意見は聞いておりませうし、従つて、そのために特別な会議をあるいは部内で開き、あるいは特別の作業をいたす、こういうことではないと思ひます。もちろん陸上幕僚監部でございますから、自衛隊本来の任務に従つての作業というものは、これは日夜やつておるわけでございます。これは御了解いただけると思ひます。

○吉田法晴君 四月の二十日に自衛隊の警戒警報が発令されたということは新聞にも出ておつたところでありますが、この事態を御報告を願ひたい。

○國務大臣(西村直己君) これは当時衆議院におきまして報告を申し上げたことでもございまして、ちょうど韓国で、リーダーに不明な、はっきりしない上空侵犯があったとかないとかいう

通報を受けまして、航空総隊におきまして、これをただ一応の演習として取り扱つて、短時間の演習としての情報として流したことは事実でございます。それから、これが事実上空侵犯はなかつたようでもございませうし、また、これはわれわれとしては直接の關係はございせんから、情報として受け取つた。それから総隊が、平素いろいろの意味で、演習をいい機会につかまえてやることはこれは当然の任務でございますので、われわれもそれを報告を受けております。

○吉田法晴君 単に演習として利用したということでありますが、国連軍なり、あるいは韓国軍において警戒警報があつて、日本の自衛隊においても警戒警報に入つた、あるいは警戒警報が発令されたという点は、韓国なり、あるいは朝鮮において関心がなければ、これはないはずであります。まあしばらくつくれた答弁では説明はつかぬと思ひますが、それ以上追及はいたしません。

これは今後の問題であります。五月の二十三日から十二日間、米軍なり他の国々の、何と申しますか、軍人が観戦をするかどうかは知りませんが、航空部隊が中心かもしれませうが、陸、海、空の自衛隊を含んで、統合幕僚会議の主宰のもとに大演習を行なう予定である、こういうふうに漏れ承るのですが、そういう計画があるかどうか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) これも私國會を通して申し上げておりますが、五月二十三日から六月三日までの十二日間、航空自衛隊におきまして、日本全域にわたつて防空演習を行なうという

ことは、かねてから國會を通して御質問もありまして、お答えをしておるのでもあります。演習の目的は、日本の航空自衛隊の航空能力を総合的に演練する、リーダーによる情報の精度とか、迎撃機、言いかえしますれば、こちらから一応防空態勢で上がります飛行機の緊急整備、防空戦闘の演練、こういうものを指示しますと同時に、保安管制、氣象、救難、こういうようなことにつかまして、防空時に必要と思はれる運用研究をやる、こういうことになつておるのであります。

○吉田法晴君 防衛二法案改正に伴います統合幕僚會議の運営と申します。今のお話は航空自衛隊だけのようなお話でございませうけれども、あるいは海陸等の若干の参加もあり、それから、改編された自衛隊の組織と命令系統に従つて演習が行なわれるのではないかと考えられるのですが、その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(西村直己君) これは航空自衛隊、空幕だけの、航空自衛隊だけの演習でございませうから、もちろんそれに對しまして、便宜上、陸上及び海上の自衛隊、在日米軍の一部の飛行機等を借りて、こういうような部分はあるかもしれませんが、いわゆる今回の防衛二法案による統合部隊を作成して、統合幕僚會議議長がそれらについてのいろいろ運用上の意見を具申するという程度のものでございませう。やはり航空自衛隊の演習でございませう。

○吉田法晴君 先ほど来、現在の情勢についてどういふふうに理解するか、むしろ政府なり、あるいは自衛隊の側からする現状把握というものは、先ほど下村委員と総理との間にございまし

たが、防衛二法案の改正も、統合幕僚會議のいわゆる即応体制の整備という点もありません。それから、十三個師に細分化し、あるいは機動化する、あるいは機械化するという点もございませうが、このことから第二次防衛計画の基礎になります情勢見直し等を勘案をいたしますと、先ほど来話があつておりますように、アメリカもそうだけれども、日本の自衛隊体制も、あるいは自衛隊は局地戦、あるいはゲリラ戦、あるいは治安出動等を目標にし、これに即応し得る体制にしようという点

は、これは明らかなように思ひます。新聞に報ぜられました第二次防衛計画の情勢判断、ICBMあるいは人工衛星時代の日本防衛という報告書、いわばこれは情勢分析、情勢判断というものと同じものであるかどうかはわかりませんが、国防白書ともいふべきものといひたり、これが第二次防衛計画なり、あるいはその最初の第一歩として防衛二法案の改正、あるいは自衛隊の改編等の基礎をなす、あるいは方向を規定するものと思ひます。その中に、読み上げるまでもございませうが、局地戦争に對する体制云々という点がございませう。ところが、先ほど申しました杉田陸幕長が歸つて來られての新聞談話、あるいは新聞、雑誌等を通じてお話しになられたところを見てみると、ゲリラ作戦に對する対応体制、いわば即応体制、先ほど國君は臨戦体制と申しました

が、そういうものが基礎になつてゐるように思ひますけれども、その杉田陸幕長がもたらされたアメリカの国防政策の中に、はつきりとした従来の局地戦と違つた、局地戦の構想と違つ

た限定戦の様相、あるいはギリラ戦に
対する対策というものがございます
が、その他のものは省略をいたしま
す、日本と関係がございせんから。
その中に、新聞によって多少違いま
たりいたしますが、与国あるいは同盟
国との協力体制をとって、これに連
して軍事援助計画を再検討する、あ
るいは世界週報等に載っております
文句を見ますと、こうした局地戦の
分野では、アメリカと懸念をともに
する他の諸国民と諸国家の協力的
努力をどうしても当てにせねばな
らない。事実これらの諸国民の関
心は、こうした局地戦にまつすぐ
向けられる場合が多いのである。
あるいは、われわれは外部から支
援された小部隊をも含むいかなる
規模の兵力にも対処し得るよう、
今用意を整えておかねばならぬ、
また、地元部隊に対しても同様に
実力あるものにするため、その訓
練に助力せねばならぬ、こういう
ことが書いてあります。この中に
あります、あるいは与国と申しま
すか、あるいは同盟国と申しま
すか、あるいは地元部隊、これら
の中には当然日本あるいは日本の
自衛隊というものがある、と、
S.E.A.T.O.あるいはN.E.A.T.O.
に連するいかなる話にも乗らぬ
という総理大臣の御答弁でござい
ますけれども、アメリカの国防方
針、あるいは国防予算特別教書に
盛られています、局地戦あるいは
限定戦に対応する教育とかある
いは地元部隊に対する教育とかあ
るいは協力とか、こういう問題
は当然に出てくると考えなければ
なりません、そういう話がアメリ
カに行かれた場合に出たらどう
されるか、これは一つ池

田総理大臣から。

○國務大臣(池田勇人君) お話の点はケネディ大統領の国防教書について出たことだと思いますが、ケネディ大統領のあの教書は世界全体——アメリカと同盟あるいは締約国と、全体のことを言っておるのでございます。わが国は他の国とはよほど事情が違います。私は、どういふ話があるか、あの教書だけによつてなかなか想像はつきません。やはりわが国の憲法、そうして日米安全保障条約の線に沿ひまして、私は、いろんな話がありまして、その線を越えるわけにはいかないと思ひます。

○吉田法晴君 それでは、これは、私が情勢分析といいますが、あるいは第二次防衛計画の基礎になる防衛庁の文書の一部を読み上げて、日本でも、局地戦に対応するあれが基礎になり、そして局地戦あるいは限定戦に対する体制を整えなきやならぬという点があり、国防教書の中にも与国あるいは同盟国あるいは地元部隊に対して云々と読み上げたところを総理は聞いておられたかおられなかったかわからなかったんで、もう一ぺん防衛庁長官に返って説明をし、あとで伺いますが、先ほど読み上げました、部分的でありますけれども、情勢分析、あるいは防衛庁の統合幕僚会議、あるいは防衛研究所を中心にして作成されたという「ICBM、人工衛星時代の日本防衛」という報告書、その中に先ほど申し上げましたような局地戦あるいはゲリラ戦、こういうものに対する体制を整えなきやならぬという文書なり方針があるようであります。そういうものはこれは防衛庁としてお認めになりますか。

まずその点から伺います。

○國務大臣（西村直己君）　ただいま研究所その他では、いろいろそれぞれが研究は恒久的な体制のもとにやっておるわけでございまして、それぞれのまた個人としても研究しておりまして、私、その論文自体は存じません。ただ、先ほど総理からお答えありました

のですが、ケネディの国防教書の中には、あきらかに与国との協力、また、アメリカも局地戦をやるが、与国も一つ十分局地戦に対する備えを期待する、という趣旨がございいます。これは世界全般に対する一つの考え方でもあり、また、アメリカの国会に対する教書でございいますが、われわれの日本との関係は、御存じの通り、日米間の安全保障体制、一つは日本が憲法の精神のもとにおいて自衛力を漸増し、あるいは国情に応じてこれを整える、こういう方針のもとに自衛隊が今後考えられていくわけであります。そこで、私どもとしましては、この二法案を通じ、あるいは今年度の予算審議を通じて、も、漸増主義をとりつつ部隊のある程度の整備をはかつていく。その目標は、もちろん安全あるいは平和を自衛するという観点から、国力にに応じてということになりますと、私どもの方の国情となり国力からは、全面戦争に備えるということは、種々の立場から不可能でありまして、従つて、おのずから日本における局地戦、あるいはそれに伴い、あるいはそれと関連しやすい間接侵略等を中心に防衛構想または防衛力の漸増をやつていく、こういう姿になるわけであります。ケネディの国防教書は、日本だけということよりは、世

界全般に対する趣旨だと思えますがわが国はわが国の建前からそういう一つの構想をもち、また同時に、その一つの基盤となっており、また日米安全保障体制の趣旨を十分生かして参りたい、こういう趣旨で運用なり、また、勢力の漸増を考えているのが現在でございます。

○吉田法晴君 否定も肯定もなさいませんのですけれども、情勢判断、情勢見積もりというのか、情勢判断というもののかわかりませんが、そういうものがある。これは新聞の報ずるところによると、海原という防衛局長の国防会議議員懇談会の席上で発表された判断とこの傾向をさらに推し進めることになろう、そうして、あるいは大陸間弾道弾、あるいは中距離弾道弾と申しますか、こうした核兵器による戦争の封じ込めと申しますか、これらはアメリカが担当する、だが、この限定された局地戦争発生の公算はなお強く、特に朝鮮、台湾、インドシナなどの不安定な

うした局地戦争とともに、内乱、ゲリラなどの間接侵略にも備えなければならぬ。これは防衛庁の文書あるいは情勢判断の中に、朝鮮あるいは中国と書いてあります。たとえば韓国は政情の不安定のためその動向が注目される、あるいは中国に対しては原爆のことが書いてあり、ラオスにおいて中立が実現しても、左右両派の対立抗争によって分裂の可能性がないとは言えない、あるいはインドネシアのスカルノ政権は云々、こうしてアジアの各国における情勢を分析をして、それらなるお局地戦の可能性については、これらについて否定するわけにはいかぬ。それから国内問題については、革新的な大衆運動が盛り上がりを示しても、安保闘争を上回る程度にとどまるだろう、国内要因だけでは革命にまでは至らないだろうが、しかし、間接侵略の公算はないとは言えない。こうして、いづれも局地戦あるいはゲリラ戦争、そして、それに対して日本が局地戦及び間接侵略に対する抵抗力を持っているのが最も現実的な防衛政策であるとして、局地戦、ゲリラ戦に対する体制を整えようと、こういう方針が第二次防衛計画の基礎にある点は、これは否定するわけにはいかぬでしょう、いかがですか。

○國務大臣(西村直己君) もちろん私どもは、これは防衛は第二次防衛計画が始まって初めて起こる問題ではございませんで、従来、また今日御審議願っておる、あるいはこの間成り立たしました予算、それらを基礎にいたしまして、これから大体五年でございしますが、防衛力をどういうふうな整備を

はかつたらいいか、これが次期防衛力の整備の考え方でございます。従つて、部内におきましては、まだ防衛庁としての成案はできておりませんが、部内において作業を急いでいることは事実でございます。そこで、その前提になりますもの考え方でございますが、それは私も、ただいまお読み上げただきました文章というのは、あるいは新聞であるか雑誌であるか、いろいろな方がそういうお考えをお持ちになります。私は、私どもといたしましては、やはり日本の国力、国情に應じた事柄と、いま一つは日米安保体制を持っています、二つの観点から将来の見通しを立てて参りたい。国力、国情と、いま一つは日米安保保障体制を持っています、その国力の中には、もちろん憲法上の問題、あるいは敗戦から今日に至るまでのいろいろな過程、また、日本を取り巻く周辺の事情等もずっと考慮に入れて見通しを立てなさいやしませんし、同時に日米間における安保体制においてそれぞれ持つべきところのやり方、こういうものを基礎にしてやってみようと思つたのであります。そこで、結論的には、われわれは、このICBM等のあつたという事柄は、大きな大國間の戦争抑制力である、従つてわが國の国力、国情としては、おのずから中心を局地戦闘なり、あるいはわが國の国土を守り、従つて、それに一応付随しやすい間接侵略等が一つの防衛構想の中心になつておるわけでありまして、言いかえれば、局地戦争、局地紛争、わが國內においての局地の問題、それから、これはその事態が起こるのかと申しますと、起こるというよりは、むしろ起こ

らないことをわれわれは念願するし、また、自衛隊がそういうことに対して平素いろいろ整備されていくこと自体が、局地紛争、局地戦を起さないと、いう抑制力としてわれわれは自衛隊があるものであり、こういうふうな戦闘力というよりは、抑制力として働くべきである、こういう考え方でございます。

○吉田法晴君 この全面戦争と申しますが、あるいはICBM等による戦争抑止の努力、あるいはICBM等による防衛戦、これはアメリカなり大國の間で担当をする、日本においては、従来の考え方、日本を守るに於いて、いわばアメリカから援助を受ける前に、日本で最初のとにかく阻止をするだけの力を持つてほしいというののが大体の考え方であつたように今思ふのですが、ところが、それがアメリカの方針の変化もございまして、第二次防衛計画になりまして防衛二法案改正の基礎になりまして情勢の見積りの中には、日本が局地戦争及び間接侵略に對する抵抗力を持つていことが最も現

實的な防衛政策である、こういうことで局地戦争の能力を持つ、これは間接侵略をも防ぐゆゑ、こういう今の答弁だけでなしにアジアにおける局地戦争に、あるいはアジアに對抗する態勢を整へるべきじゃないかという点

が、日本の自衛隊の情勢見直しと申します、基礎分析の中にあるものではな

いからもう一つは、アメリカの国防教育の中に出てくる与國あるいは同盟國、あるいは地元部隊に對しても同様なゲリラ戦あるいは局地戦に對応する態勢を整へさせるべきである、相協

力すべきである、こういう点がござい

ますから、防衛二法案によるあるいは細分化、機動力の増強、あるいは近代

○國務大臣(池田勇人君) 局地戦争と

いうことを土台にして、ラオスやベト

ナムの方にまで行つて日本が局地戦争

するといふような御心配でございます

が、これは大へんな私はあれだ、海外

派兵はしないといふことにきまつてい

るものであります、また、そんなこと

は想像だもつかぬことでございます

向うからそんな話は私はないと確信

しております。万が一あるとも言えな

い事柄だと私は思ひます。

○吉田法晴君 それじゃ、総理、防衛

長官も含んで、国防教育の中にある与

國とか同盟國とか、あるいは現地部隊

とかいふものの中には日本は含まれな

い、こういう解釈ですか。

○國務大臣(西村直己君) それは私か

らちよつと御説明を申し上げますが、

あれは世界全般、あるいはアメリカの

国民、國會に對しての私は教書だと思

いますが、もちろん日米間は安全保障

ことは問題にならぬだろうと思う。もし万々一問題になっても、それは絶対にお断わりでございます。私はそういうことはあるべきことじゃないと思います。

○政府委員（林修三君） 憲法論の問題

でございますが、今おっしゃったような、いわゆるゲリラ的なものに対する今のケネディ大統領の国防教書との関係で実は衆議院でお答えしたもので、もちろんないわけでありまして、いわゆる国連警察隊と申しますか、あるいは国連警察隊と申しますか、そういうものと抽象的に憲法との関係のあつき御質問だったので、それについて、一がいにはなかなか言えないので、それだけの組織、あるいは目的、任務等を勘案しなければ、一がいには申せないというのを言ったわけでございまして、その内容は、吉田委員よく速記録で御承知のことだと思います。で、今おっしゃった、問題になつておりますようなゲリラとか何とかという問題とは、私の申しましたことは全然関係のないことだと思っております。

○吉田法晴君 池田総理の答弁の中に、自衛隊法、それらは別といたしまして云々と書いてございまして、自衛隊法の点からいっても海外派兵はできない、こういう答弁だと思つたのですが、自衛隊法第三条の中には、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、云々と書いてございまして、これは憲法の拡張解釈等から考えて見ますと、論理だけでは、自衛隊法を理由にして出動なりあるいは派兵はできないのである、こういうことにはならぬ」といふのは、たとえば具体的に朝鮮の事態、あるいはこれは過去の話であ

りますけれども、朝鮮事案の場合に、北朝鮮の釜山近くまでの、何と申しますか、前進、それから南北統一、これは一応クーデターによつて南における南北統一の動きは一応おさまりましたけれども、おそろく南北統一の動きというものは今後出てくるでしょう。これは在日朝鮮人と申しますか、総連だけでなく、居留民団も南北統一に賛成を以て参つた。これは民族的な悲願だと思ふ。そうすると、南北の統一と、まあオースのような中立化というものが、かりに進んだ場合、この間からの西村長官からの口裏から言うならば、これらの朝鮮なら朝鮮の事態というものはあまり好ましくないという、反共運動ということで、クーデターによつて民主的に選ばれた政府をひっくり返すようなわけになる。南北の統一、あるいはかつてのような釜山近くまでも来た云々というときには、国の安全に対して脅威があつた、あるいは間接侵略の危険があるというような強弁をするならば、自衛隊法第三条は、必ずしも障壁としては最善のものではないのじゃないか。むしろ私も、国会の決議で、いかなる名義をもつてして日本、日本の自衛隊は海外に出動することとは、これはまかりならぬ、こういうのはつきりした——これは与野党をこしての決議であります。これらが最大の問題でありますけれども、それ以外には、従来の論理的な解釈、しかも、自衛の名によつて憲法解釈を拡大して、あるいは自衛の範囲、あるいは防衛の範囲というものを広げて参るならば、これは最大の抵抗にはならぬんじゃないか、こう思います。国会の決

議もあり、いかなる意味においても、海外派兵なり、あるいは出動の相談には応じないという池田首相の答弁を信頼をし、その点まあ質問を終わります。ただ、もう一つお尋ねいたしたいのは、防衛二法案による改編、あるいはお言葉の中に、説明の中に、即応体制ということがあります。即応体制というものは、これはまあ皆さんのお言葉で言うならば、非常事態に対する即応体制、そういう意味で、私は、まあ鶴園君の臨体制といつても、ある意味においては同じだろう、事態に対応し得る体制をとる、こういう意味において臨戦体制だと思ふのでありますが、そういう編成あるいは体制がとられながら、客観的には国防教書に表現されておるアジアにおける他の国々の軍隊に対する要請、あるいは訓練の助力という点もありましようが、日本の自衛隊に對しても、漸次そういう要請があるというのを心配いたしますが、なお、この秋あるいは七月以降の事態と関連をするかどうかは知りませんが、自衛隊の中には憲法改正の論議をされておること、あるいは憲法調査会で行なわれておることは間違いないと思ふ。憲法調査会での論議をこまかにたどるひまは実にごさいませんが、第九条に関連をして論議をされておる、あるいは国会等にも請願が参つておりますけれども、自衛隊においては、天皇の元首たるの地位を明らかにすべきではないか云々という意見等もあり、あるいは請願を相当多数、何千万も目標にしてとうとうという点もござい

ます。憲法改正の意図と、それから、これらの問題等について関連がある自民党の総裁として、何らかの意図があるかどうか、お聞きます。

○国務大臣（池田勇人君） 憲法調査会

は法律によつて設けられ、いろいろ検討いたしておりますが、まだ元首の問題等にはいつていないのではないかと、経過的なものだと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、憲法を改正するのにかかっています。結論は出ていないのでございまして。私は、憲法調査会の意見を見、そして、また国民の気持を考へてやるべきだ。私は三党首会談でも申し上げましたが、また、選挙のときに申しましたが、憲法改正というものは、三分の二以上あつたらこれはやるんだというような考え方は持つておりません。国民の大多数がその気持になつて初めて私は円満に行なわれるものだといふ信念を持つておるのであります。

○吉田法晴君 池田総理への質問を中

心にやるわけなんでありまして、もう一つ池田総理にお尋ねをしておかなきゃならぬ点がございまして。それは、防衛二法案の改正、それから第二次防衛計画の中で、細分化、あるいは機動力の増加、あるいは近代装備云々というところで、局地戦あるいはゲリラ戦に對抗し得る体制がとられつつあることは間違いないと思ひます。それが国内的にはいよいよ治安出動という形で論ぜられておるわけでありまして、この治安出動の点について、昨年の安保騒動の際に、安保改定反対運動の際に、自衛隊の出動について、池田総理はこれを推進しようとした中の一人だと承つております。そしてこの自衛隊の動きに閣連をいたしまして、安井国家公安委員長、吉田首相の中にもございまして、防衛庁長官と国家公安委員長との間に協定ができておつて、国内治安のため必要な場合に自衛隊が出動します場合の基本綱領もきめてある次第で、なお、その細目については、防衛次官、警察庁長官との間に細目協定をきめて、さらに必要な現地協定といったものをきめて、常時、出動の際の遺憾なきを期しているわけでありまして、こういうことで、国会にも配られましたけれども、出動の際の要綱、これは国会に言われて全文が出たのではなくて、あるものの私は要約あるいは説明かと思ふのです。「治安出動時における行動の基準について」という文書が出ております。その中にもございまして、それから国会で問題になつた治安行動草案というものもございまして。それを見てみますと、その中に、これは何と申しますか、実力行使の内容として、最悪の場合であります、暴徒に對して必中を期して狙撃したり、あるいは突撃をするというようなことが書いてある、あるいは戦車、装甲車によつて一挙に制圧するといった表現がございまして。それから化学薬品を使うという点もあり、あるいは高地から低地に向かつて制圧する云々という表現等もございまして。この一般に高地から低地に向かうといったような戦術的なものは、これは防衛年鑑の中にあります。陸上自衛隊の新しい師団構想という点の中にも出ております。あるいは国土と地形に対する適応性の強化云々という中にもそういう点がござい

ます。あるいは夜間のやり方、それから年鑑によりまして、戦場となるであろう平地周辺の高地を占領し、主として火力により眼下の平地を支配する必要性が大きいので云々、いわば国内で

も——これは国外における危険性については先ほど申し上げましたが、少なくとも否定せられない治安出動の場合の具体的な戦術、あるいはやり方、制圧の方法等がござります。で、これらを紹介をいたしました法律時報の資料版の中にも、編者の解説の中にござりますけれども、はなはだ刺激で、しかも、これはおそらく国内の同胞であります。しかも具体的に、中に出ていくように、あるいはデモ隊であるとか、あるいは群衆であるとか、こういうものに対して、こうしたきわめて刺激的な表現が使われておるが、必中を期して狙撃をしたり、あるいは刺突をしたり、あるいは戦車、装甲車によって一挙に制圧する等のごとが書いてあるわけでありまして、去年の安保問題の際に、国内治安出動を強く主張をせられたという池田総理としては、どういう方針あるいは覚悟を持っておられるか、伺いたい。

○国務大臣(池田勇人君) 昨年の安保騒動のときに自衛隊の出動を推進した覚えは全然ございません。

それから命令出動は、自衛隊法七十八条に規定しております。ごく、間接侵略その他の緊急事態に際し、一般の警察力をもっては治安を維持することができないと認められた場合に限られるのであります。しこうして、そういう場合がもし万一あった場合につきましても、公安委員長と防衛庁長官との話し合いは、前もってしておくことが私は適當であると考えます。要は、われわれは善良なる国民を守るために、そういうことのないことを欲して、そしてやっつけていきたいと思っております。

○吉田法晴君 これは当時の池田通産

相が、自衛隊の治安出動について、池田通産相も政府与党内にあって、自衛隊を使つて云々という強硬論を主張されたというの、これは私は何も根拠がなくて言っているわけじゃないので、閣議の模様は知っておりませんから、文書によって知る以外ないのですけれども、そういう表現がしてありますのが、二にどうもあらぬものだから私も実は申し上げるのであります。その際、赤城防衛庁長官が、治安出動についてきわめて消極的であつた云々というところで書いてあるわけでありまして、それはまあ積極的に主張されなかつたらそんなことはないと思うのであります。そういうわけでありまして、治安出動については、きわめて慎重でなければならぬと私は考えるわけでありまして、それでは昨年のような場合、あるいは防衛庁の情勢の見積もりと申しますか、情勢分析の中には、当面国内においては、その大衆運動が盛り上がったとしても、昨年の安保以上にならぬ程度であらうという分析がなされておられますけれども、これらの予想される事態、あるいは、かつての安保問題の際の事態に対しては、それでは池田総理は、これは自衛隊を出動すべき問題ではない、あるいは自衛隊が治安出動をすべきような状態ではないという工合に考えられるのか。これは過去のことにについては誤解があつたとすれば、今後の方針について承りたい。

○国務大臣(池田勇人君) 過去に私がそういう意見を吐いたりしたのならば御質問が成り立つかもしれないませんが、私は、先ほど申し上げたような状況でござります。大体閣議でそんなことが

問題になつたという私は記憶はございません。私は全然そういうことは考えておりません。しからば、昨年の安保騒動のようなことがあつたときにどうするかという問題、警察力をもってこれを静め得るかいかんかということが問題なんでござります。昨年の事例を基準には私はできません。これはあくまで法律に書いてありますように、一般の警察力をもってしては治安を維持することができない、これでいくよりほかにはござりません。

○吉田法晴君 主張されなかつたとするならば、それは誤解であり、あるいは方々で報道されておるのは事実と違ふというところで、その点も了解をせざるを得ないのですが、問題は、昨年も主張しなかつた、あるいはそういう事態に対して、あるいは予想される自衛隊の情勢の分析というのですか、そういう事態に対しては、同胞のことでもあるし、国内問題であるから、自衛隊の出動については、きわめて慎重でなければならぬ、こういう答弁であつたように思つたから、それを念を押したわけでありまして、条文通りの答弁しかござりませんでしたが、はつきりいたしません。重ねて……

○国務大臣(池田勇人君) 自衛隊の国内出動を、単なるデモその他でやるといふふうな私は非常識なことは考えておりません。警察をもつてしてどうして治安の確保ができぬという非常事態が起これば、この規定によつて考えなければならぬが、デモその他によつて自衛隊に出動命令を出す、そういうふうな気持は私は持つていないのであります。

○吉田法晴君 あとは防衛庁長官に關

連をして承りますが、自衛隊の出動については、厳に慎重でなければならぬ、これは総理としての当然の答弁だと思ふのでありますが、条文に書いてあります警察力で処置のできない段階というものは、具体的にどうなのかということは、大へんむずかしい問題といひますか、大へん大事な問題だと思ふのでありますが、出動時における行動の基準について、あるいは行動草案等を見ても、その点がはつきりいたしておりません。制圧の方法といひますか、具体的な実力行使について慎重でなければならぬと、あるいは最高の指揮者で判断しなければならぬ。ところが、実際には、何といひますか、第一線の部隊長といひますか、あるいは連隊長といひますか、中隊長といひますか、あるいは実際に武器を使うこともあつたらう、こう書いてありまして、きわめて保証がない。出動するかどうかというこの区分についてもはつきりいたしません。あるいは実力行使なり、あるいは武器を使う際の、何といひますか、いかなる場合に使うべきか云々という点ははつきりいたしておらないのであります。きわめて表現を見ますと心配すべきものがござります。防衛庁長官なり、あるいは総理から明確に御答弁を願ひます。

○国務大臣(西村直己君) 治安出動は、ただいま総理の御意見、方針が示されておりますように、きわめて慎重であらねばならぬことは当然だと思ふのであります。特に、かりに万一出動がありましても、段階というものがたくさんあると思ひます。最悪の場合に善良なる国民の生命財産を守る、最悪の場合に、武器を使用する場合におき

まして、武器の使用にあつては、まず法律の定める真にやむを得ない場合のみ限定する。それで、法律では、たとえば自衛隊法九十条、あるいは九十五条とか、武器使用の法律的根拠がござります。それに従つてわれわれは最悪の場合でもやりますが、その場合でも、事前に警告も発して、十分予告を徹底するとか、指揮官の責任とか決心とか、こういうようなものを非常に厳格に守らして参りたい。あくまでも国内のことでござります。できるだけそういう治安出動のなことを政治全般として望みますが、最悪の場合におきまして、さらにまたその中で法律に十分準拠し、かつ、法律がありましても、その前に武器を使わないでもいけるような状態を誘導することに努めて参るようになつたといふのがわれわれの考えでござります。と同時に、法律に根拠がないじゃないか、保証がないじゃないかといふのが、法律には、自衛隊法にそういう場合を各条文によつてずつときめられてあるわけがござります。

○吉田法晴君 その法律の解釈、あるいは出動の場合の具体的なあり方については、それぞれの文書がありそうです。それから、個別的に質問をする際に譲りたいと思ふのであります。そこで、最後に資料を要求をし、提出を委員長において取り計らわれないのです。先ほど読み上げました国家公安委員長の言明の中にも、国内治安のため必要な場合の基本綱領、それから細目についての防衛次官と警察庁長官との間の細目協定、必要な現地協定、これは三つになるのか一つになる

のかかりませんけれども、衆議院の
委員会で公安委員長からはっきり言わ
れたことですから、これは現にあるも
のだと思うのでありますが、それを資
料として出していただきたい。

それから、これは公式の言明はござ
いませんが、先ほど新聞で見たり、あ
るいは雑誌で見る一部のものを引き合
いに出したわけでありますが、原典と
申しますか、責任あるものを基礎にし
て論議をいたしたいので、統合幕僚会
議なり防衛研究所が中心になって防衛
庁で作られたというICBM、人工衛
星時代の日本の防衛と称する印刷物、
それから新聞に出たもの、海原防衛局
長が国防会議の議員懇談会の席上で提
出されたという情勢判断と同じもので
あるかどうかはわかりませんが、こうし
た防衛計画、あるいは防衛二法案改正
の基礎になります情勢分析に関する書
類、それから、これは第一次防衛計画
の基礎になったかと思うのですが、防
衛戦略白書というのですか、十四章一
万数千語になるというもの、それから
治安訓練を、五十八年のシナ派遣軍の
経験を付した占領法規の解説書、これ
は総理は否定されましたけれども、海
外に行った場合のこれは占領法規、過
去の経験を基礎にした参考書類だと思
うのですが、そういう解説書があるとい
う話でありますから、お出しを願
いたいと思います。特に最初に申し上げ
ました国内治安のための必要な場合の
協議綱領云々は、責任ある国家公安委
員長が言明されたものでありますから、
あることは間違いない。それから
海原防衛局長の国防会議議員懇談会
の席上でお話になった云々というの
は、新聞にも報道されていることでこ

ざいますから、これらは間違いないか
るだろうと思います。

以上の四つのものについて提出され
るように委員長からお取り計らいをお
願いたします。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記
をとめて。

(速記中止)

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

他に御発言もなければ、両案に対す
る質疑は、本日はこの程度にとどめ、
残余の質疑は次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十九分散会